

No. 4221

刑 政

號 年 新

行 發 會 協 務 刑 法 財
人 國



謹奉賀新年

丙寅元旦

刑務協會

江林泉松宮辻岡大有佐秋香江島近
 木賴三新和五長敬四數乙二繁又太榮亮
 翼郎熊義郎助常助枝二要郎造雅

第三區大武演會道優部長野刑務所選手



第四區(近畿・國中・國四)大武演會



(山岡)手選勝優部道柔 (戸神)手選勝優部道劍

刑政 第參拾九卷第一號 目次

新年の辭……………卷頭言

器械的改心と全人的變化改心とを論じて……………山中諦演

教誨の當義に及ぶ……………文學士 東山太郎

教化より見たる行刑の主體……………前橋刑務所長 小橋川昭慶

交談禁止の緩和に就て……………岩國少年刑務所長 戸田作造

少年刑務所の輪廓觀……………川越少年刑務所教務主任 田中秀寶

不定期刑に就て……………長崎刑務所長 根本仙三郎

英語から生れた現代語……………長崎刑務所長 根本仙三郎

減食罰なき一箇年……………司法省行刑局 中田主税

刑政の上に齎したる指紋法の効果に就て……………靜岡刑務所長 兒島三郎

看守勤務心得に就て……………岡崎少年刑務所長 中島利吉

受刑者の眼に映じた岡崎少年刑務所……………岡崎少年刑務所長 中島利吉

丙寅の新年を迎へて……………



- ◇年頭所感……………白井南吉
- ◇先づ作業方面から……………印本三郎
- ◇新年所感……………根川三郎
- ◇困難に打勝て……………土屋老實
- ◇問はれたから云ふ……………小倉實
- ◇行刑家の態度……………小泉實
- ◇不定期刑と少年受刑者……………秋田信
- ◇人間の改鑄事業……………藤谷道法
- ◇眞劍の行刑……………藤谷道法
- ◇刑務所性格……………藤谷道法
- ◇囚はれたる境遇……………藤谷道法
- ◇村長主催の歡迎會……………藤谷道法
- ◇境遇の根本たり基礎たるべきもの……………藤谷道法
- ◇愛と鞭……………藤谷道法
- ◇吾等の希望……………藤谷道法
- ◇ラジオ教化に就て……………藤谷道法
- ◇靜岡刑務所の主要作業……………藤谷道法
- ◇配給して貰ひたい……………藤谷道法
- ◇「長期者の轉所」と「收容者の發信」……………藤谷道法
- ◇一枚の端書で……………藤谷道法
- ◇内容は實務の参考と修養を主として……………藤谷道法
- ◇刑政記事の内容及編纂に就て……………藤谷道法

海外時報

第九回國際刑務會議狀況……………ドクトルエクスナリ
 This Reformation Business……………Convict 49,068
 受刑者をして自然に親しましめよ……………

新年の辭

乾坤旋轉して新に陽春を迎えた。神澄み氣爽にして吾人の前途は希望に輝きつゝある。茲に謹で寶祚の無窮と皇室の隆昌を祝し奉り併せて會員諸氏の御健康を祝し又平素の宏量なる御同情に對し深く感謝の意を表す。

行刑の方針は刑罰觀念の變遷に従つて動く、刑罰觀念は世相の推移に伴ふて變遷する。古來の醇風良俗を維持する爲め刑事訴訟法の一部改正を見るに至つたのは其の一端を示したものと謂つてよからう。又過去十年間に於ける思想の變動時代潮流の趨勢に顧みて改正をいそぐ必要ありと認めたのであらうとも觀られる。行刑の衝に當る者は此の點に慎重の考慮を拂はねばならぬ。そのみならず近來勞働爭議其他思想關係の事端相踵て起り、勢の激する處多數の犯罪現象を簇出するを見るが如き、以て思想の變動が人心に大衝動を與へて居ることを證するものである。

これは時代の產物でこれが發生を阻止することは至難であるかも知らぬが、それ原因とする犯罪の増加、犯人の性情、罪質の變化といふやうなことは延いて行刑處遇の

上に從來とは趣を異にせねばならぬといふ影響を來すことは柄であるから、其の影響する所が行刑處遇の上に幸すべきか果すべきかは暫く措き、孰れであらうとも行刑の衝に當る者は能く時代思想の趨く處を味ふて行刑の眞意義を没却せぬやう、處遇の上に改善を計らねばならぬ。敢て統一なき思想や節制なき游動氣分に阿るのは百害あつて一利なきを知ると共に其の趨向を察し之に適應する策を講ずべきでこれが刻下當面の急務であらうと思ふ。

行刑機關の改良は刑事政策上必要なるのみならず又社會政策の要求する所である。行刑制度の改正、組織の變革は行刑機關の改良發達を意味することは言を俟たぬが、單に機關の改善に止らずして實に社會の改良に貢獻するのである。何となれば行刑制度組織の改善は行刑機關の改良であるが、行刑機關の主要目的は行刑に依りて犯罪人を改良し社會の期待に副はんことを期するのである。即ち反社會性を改善し社會生活に復歸せしむるのは社會の危險を減少するのであつて個人改良であると同時に社會の改良である。危険分子が減少すれば、それだけ社會が淨化して福祉を増進する。斯く觀じ來れば行刑機關改良即社會改良であると謂はねばなら

ぬ。此に行刑當事者が社會を知るの喫緊事たるを信ずると同時に社會が行刑制度に雙眼を開かんことを冀ふのである。

刑餘者の差別待遇撤廢と云ふ聲が喧しくなつて來た。其主張する所は條理井然刑事政策上又社會政策上の見地から觀察して首肯すべきものであつて、身行刑の衝に當る者は其の説に聽き其の行動を援くるに吝なるものではあるまいが、驕つて何故に社會が常人と刑餘者と差別的待遇をするのであるか、考一考せねばなるまい。社會が無理解であるとか官公吏に具眼の同情がないとかの一語で葬り去るのは餘りに襟度が狭い。固より單に感情に依りて差別的待遇をするのもある。殊に最近に普通選舉法に刑餘者を除外したるが如きは時代の要求に適せぬものであることは萬人の認むる所であるが、刑の執行を了りて釋放された者で二たび三たび犯罪を累ぬる事實が少くないので社會が一括して之を排除するのではないか、それなれば行刑當事者は社會の冷酷なる態度を笑ふに先ち行刑の効果を疑はれたのであると内に省みねばなるまい。行刑當事者は汝々として勵み汲々として怠る所なしと雖も社會は今日の行刑の効果に深い信用を繋げて居らぬと云ふ決議をつき付けられ

た感じがするであらう。行刑當事者としては大なる侮辱を蒙つたので、いかにも遺憾千萬で遺瀕ないことであらうが、之に酬ゆるには行刑の實績を増進すると共に行刑の延長事業たる保護事業と提携し相倚り相扶けて改善の成績をより以上事實に據て證明し以て社會の誤解を釋くべきである。社會の非理を咎めず自己の力に足らざるを愧づるの度量で自重し、更に蹶起し有終の成果を收むべく邁進せんことを切望する。

行刑局長にして本會會長たる泉二氏は舊臘歸朝せられ又數日の後には典獄兼書記官で本會の理事たる岡部氏を迎へるのであるが、兩氏の齋らせる錦囊が解かれた曉には必ずや行刑事業の上に光彩を添える好土産が現前するであらう。一面我刑務協會の事業にも其の抱負を試みられるであらうと期待して居る。我等同人は歲末の紙上で過去一年の事業一斑を敘べたが將來更に其の事業の擴張を圖ると共に内容の充實に力を致すことは勿論新に企畫する所に向つて渾身の努力を注がんとするものである。冀くば大方諸賢並會員諸氏の指導援助を給はらんことを

聊感ずる所を陳べて新年の辞に代へ重ねて御健康を祝し併せて御清福を祈る。

器械的改心と全人的變化改心とを

論じて教誨の當義に及ぶ

文學士 山 中 諦 演

初入教誨に際して教誨者は常に改心と心を洗ひ清める事とを要求する。受ける方も漠然と改心と洗心との可能を信じて今度こそ心を入れかへて改心致します。心を洗ひ清めますと涙と共に此が裏心的の叫びであることをさも裏書きするかの様にあらゆる態度に示してゐる。而して釋放時に於ては亦もうスツカリ改心致しましたと云ふことによつて教誨者は此を肯定し或は此を否定することを形式の上では改悛の狀認め難し又は「稍有顯著なり」等で表現せんとしてゐる。已に狀と云ふ已上其れが皮相的關係に始終せらるべきことは勿論であらふ。尤も更に深く内面的に本質的な根本に立入ることの自由が人間に與へられてゐないと云ふ限りに於て何とも致し方のないことは當然ではあらふ。

而し此の二個の命題を結合する關係が單なる表狀にのみ止まつて器械的に人間の有

する慣性をのみ根柢として所謂癖の養成を以て能事全く了れり、調育の至れるものなり、行刑の効果顯著なりと思考するもの假に存することあらば過まれるも甚しきものであると思ふ。

近時の行刑の主義方針が作業調育本位主義の觀念に壓倒せられつゝあることは事實の明示する處で何等の疑なき處である。生けるものゝ有する慣習作用に基く此の方途其れ自体の過まるものであることを云はんとするものではない。却つて優に其の効果の甚大なることを信ずるものである。而も此に留意すべき處のものは根柢なき又は弱少なる慣習は趣味によつて其の變轉極りなきものであることを常途としてゐる。加之慣習は人間が器械的に大いに有意的により少く反覆することによつて成就せられ無意識裡に反覆せらるゝに至つて完成したものなりとせられてゐるのである。而も慣習は又此を有する者の周圍を圍繞する環境の其の程度に於ける慣習を許容する限りに於てのみ其の効果の存すべき筋合ひのものである。

余輩はしばらく此の慣習を根柢とする現今の行刑者の認めて以て改心なりとする處のものを器械的改心と名付けて已下全人格的變化改心と別異に思考せんとするものである。

二

人間が器械的存在でないことは自他共許の案件である。

今假りに戒護に就て此を思考するに戒とはコンマンドメントであつて身、口、意の行業を自制することを以て其の本義とする。護は保護の意で前者が自律的なるに對して後者は他律的なることを以て當義とする。而も戒と護との何れに其のアクセントが存するものであらふか、他律的とは換言すれば器械的とも云ひ得べきものであらふ。刑務所内に於ての收容者の他律的行動の始終の狀勢を見るにとにかく皮相的に此を瞥見すれば彼等は從順である。それは或ひは其の見地よりするならば他の一般集團生活者に於るよりも一層從順であるかも知れない。勿論其の内部的視察を無視する限りに於て……世に所謂竹の筒の中に於ける蛇式教化なりとせらるゝ所以の何物か、此處に存するものではなからふか。此等の事實は明らかに現今の行刑制度の方針が護に其のアクセントを持たしめて他律的に改心を要求せんとすることを意味せしむるものであらう。而も教誨の當事者なる教誨者も亦此に留意することなしに是れに充足することを當然として此れより一步も出づべき筋合ひのものでないと思ふことが當然であらふか。

惟ふに器械的改心とは人間を器械化せんとするもので、ある人格としての處遇でないことは萬々云ふ迄もない。果して然らば今後の戒護が戒に其のアクセントを有せしむることは當然であると同時に器械的改心を排して全人間的變化改心を企圖すべき疑の余地の毫末も存しないことを確信するものである。

而も可受罰格なるものには何等かの意味にての惡意を豫想すると同時に此が全人的に變化せらるべき被罰能力をも亦豫想せなければならぬ。此の兩者の豫想せられ得る限りに於てのみ可受罰格なる觀念は成立するものである。已に何等かの意味にしての惡意を豫想することによつて其れは單なる有機体の統一的な人格の全的活動ではなしに其の有機組織の一部又は其の二或は三のみの結合せられたるもの即ち部分的活動として手又は足のみの行動と見ることは不可能である。少くも何等かの意味にての惡意を豫想することによつて其の行爲が人格の全的反應である限りに於て其は純一休の全人的反應であることを當然とする。此に於てか全人的反應は全人的反應によつてのみ作用せらるべきものであると云ふことの結論に到達することと思ふ。全人的反應とは何んであるか其れは全人的要求は根據する全人的變化のみである。全人的變化が自ら全人的變化方法に依據すべきは絶對が絶對に於てのみ其の宛然たる風光に接し得らるべきものなること、同一一般である。

論者或は云はん。其は困難にして不可能ならん。かゝる無暴なる不可能事を敢て企圖せんよりは、宜しく行刑は其れが國家的刑事政策の示す處に従ひ、可能なるべき器械的改心に安んじ此に是を止むるを以て妥當にして、且つ安全なりと、然し困難なりとの命題が困難が爲、不爲に屬する限りに於て斷じて不可能なりとの結論には到達しないのである。此の間には大なる論理の飛躍の存することが少しく留意することによつて注意

せらるゝ。一步譲つて此を思考することによつても百歩を企て、五十歩をすら得ざるの事實は百歩は更に干歩を企圖し此を合理化し此を盛るに熱と力とを以つて溶爐することによつてこそ其の價値と其の能率とに可及的に深められ高められることを信ずるものである。

三

已上の所論にして大過なからんか、余輩は教誨の定義として次の案件を提唱せんとすものである。

教誨の本質は反社會格を社會適應格に全人格に變化せしむべきことを意味するものである。此の立場によつて教誨を廣義に解すれば凡そ前述の全人的に變化せしむべき、或は此に資成し此を補導すべき萬般はすべて一應此を教誨の意味なりと許容すべきであらふ。而も再應此を考思することによつて自から其處に第一義的のものと第二義已下のものとが當然生じて來るのである。此に第一義的のものと云ふは、とにかくにも此の第一案件を充足すべき全人的變化が成就完成せらるべきものであればそれが如何なるものであつても適當なりと考へるのである。獨り道德に限らず宗教であつても其他如何なるものにてても此の全人的變化が凡そ達せらるべきものであれば其の方途の如何は此を論じないのである。而も或る意味にての道德的破産者なる被教誨者を宗教已外の何

物によつてか完全に何等のコダワリなしに救済し所期の目的を達成し得るであらふか。此に於てか余輩は第一義的教誨は此を宗教なりと斷ぜんとするものである。何となれば全人的要求に根據する全人的變化を與ふべきものは獨り宗教が持つ特殊の世界であるからである。

第二義已下の教誨即ち世俗教誨なるものを此には教誨の第一義的意味と別異するために教化の語を用ふることとする。教化に人格による教化と其の他の方法による教化とがある。

前者を人格的教化と云ひ得るならば後者は器械的教化とでも云ひ得るであらふ。活動寫真教誨、繪畫教誨は正に此の後者に屬せしむべきものであらふ。何となれば活動は即教誨ではない。繪畫は即教化ではない。少くも刑務所に於ける活動、繪畫は其自体の他に何等かの目的即ち情操教化と云ふ目的の爲の手段に他ならぬ。此は道德即教育である。道德教育など云ふ觀念とは自から分けて考へられなければならぬのであると思考する。

然るに人格教化は人格即教化であることを普通としてゐる。此に於てか人格が特に人格教化に必須欠くべからざること、留意せられなくてはならない。時と處の如何を問はず人格の修養が人格的變化に依存すべき事實は涙が涙によつてのみ清められ、喜びが隨喜によつてのみ高められると一般である。

上來要之器械的改心を以て満足することなく全人的變化改心を企圖し教誨の本質である反社會格を社會適應格に全人的變化せしむるを以て教誨の正にとるべき本義なりとなし勇猛邁進すべきであらふ。

教化より見たる行刑の主體

東 山 太 郎

教化より觀たる行刑の主體——此の問題に付未だ確然たる回答を與へた文獻を詳かにしない、一般教育の方面に於ては教育の主體即ち教師論があり、教育の客觀即ち生徒論がある。刑務所では工場の管理取締に従事する看守があり、又は看守長所長、保健方面では保健技手技師あり、作業指導方面では作業技手技師あり、精神技師の方面では教師教誨師あり、相關連して教化が行はれる譯である。教化といへば精神方面へ直面してゐるから、教師又は教誨師が最も縁が近い健全なる精神は保健にあるといへば保健技手技師も深い關係を持つ、又實生活の方面からいへば職業訓練が最も大切であるから作業技手技師は教化の主腦部である、看守の側からいへば種々理屈はあつても常時指導の任にある者は誰か、吾々は收容者の親たり兄たる者である、何といつても吾々が教化の土臺をなす

ものである。こういふように考ふるときは孰れも相當理由がある看守——教誨師何々と各自にお山の大将となりては統一がない。そこで官制の上に長たる所長を以て教化の主體とし、部下凡ての職員を以て補助機關とする、故に所長は單に行政上長たるのみならず教化の主體とし、恰も學校の長たる者が行政の長たると同時に教化の長であるとして之を觀察したい。或は曰くそれは判り切つたことで今更いふ必要がないとの論があるかも知れぬ、然れども一般教育學に教師論がある如く、本問より觀たる主體論を試むるも決して徒事でないと思ふ。

古來歴史的事實より考ふるに教育を司どる者に種々のタイプのがあつた、如何なる教師が教育に適當したかを研究し、併せて教化の上より觀た行刑の主體たる者の意義をも自然に明かにしたいと思ふ。茲でいふ教化の主體は前説明の如く刑務所長をいふ。

一、賢人的教師（以下吉田博士の分類に依る）

教育の制度未だ備はらざる時代に於ては別に任用試験がある譯ではなく、學問があり常識があり精巧な人、賢者といはる人がやつてゐたと思はれる、第一文字の讀める人にして世の中のことに通じ、吾人の生活上に一定の見識を有し、物事に迷はず先見の明もあるといつた人である、儒者といはる人も亦此の部類に屬するのであらう、支那に於ける孔子の子弟を教育したる如き、又は同世紀頃ギリシヤの詭辯學派の如き皆此の部類に屬するものである、近くは明治維新前後漢學者が多數の門下生に教育せし如きは適例である。

賢人の教師の價值如何即ち生徒に對し如何なる効果を及ぼしたかといふに、感化の力は今日の教師の比でなく強かつたといはれて居る、なぜ強かつたかといふに家庭的に且つ個人的に朝夕相接せし爲、賢人の又は哲學的人格が生徒に移り自然に感化されたものであると思はれる。

二、僧侶的教師

俗に寺小屋といふ言葉がある、中古兒童の教育が専ら僧侶の手に歸せしより出でたる名稱である。明治維新前に於ては個人が自由に設立して兒童に庶民教育たる讀書習字を教へたものであるが、當時の寺小屋は僧侶のみの教師でない。歐洲に於ても中世に専ら行はれたといはれてゐるが、中世に於ては其時代を支配した絶大の力は宗教であつた、宗教家は文字も讀めるし且つ宗教的信仰により人生觀もある、宗教に引き入れるのにはパブルを讀む力も與へてやらねばならぬ、こうした關係から教育家は宗教家的教師、即ち僧侶的教師が多數をしめてゐたのである、近頃でも日曜學校などをやつてゐるのは僧侶出の教師である。而して僧侶的教師の價值如何即ち成功してゐたかどうか、僧侶は相當に學問もあり、よし迷信にしても一つの信仰を有してゐる點から教化の力は確かに強かつたといはれてゐる、賢人の教師も其信する所の學問に誤りがあり、例せば詭辯學派の主張する……多數の人間に勢力があればその言は眞理である、……道德上の善又は正も亦たさうで、強者は即ち善にして正である、とすれば其感化も悪い結果を齎すと同じく、宗教家も道理に合はない信仰の下に教育すると、悪い感化を與へることは勿論である。

三、學者的教師

賢人——僧侶——教師も學問の側からいへば學者であるが、こゝていふ學者的教師は専門

學者をいふ。前二者よりは起源を後世紀に求めたものである、即ち十九世紀頃に入り博物學、物理學、生物學、醫學等の如き自然科學が發達し、此の方面にも専門の教師が出來、専門の學術を教へる様になつた、實際は中學以上の専門教師である。此の學者的教師は教育上如何なる成績を舉げてゐるか、専門的の學者であるから被教育者の智的啓發に就ては宜いといはれてゐる、ある人はいふに餘り多くの學術的智識を授けようとして一方に偏する傾きがあるから、それ以外廣い意味に於ける教育の方面を顧みない弱點があるといはれる、故に前二者に比し感化の及ぶ範圍がすくない。

四、官吏的教師

社會組織が複雑になるに従ふて、教育事業も自然のままに發達せしむる譯には行かぬ、一定の組織により機關を設け行ふことになる、即ち法律規則をもととし進んで行くようになつた。こうなると教師も亦法律規則を知らねばならぬ、殊に學校の長たる者は管理の方の知識がなければならぬ、教育事業が法律規則によつて組立てられることになり普通の行政官が之を管理するに至つては官吏的教師の産まるゝも勢ひ止むを得ざるものであらう。法律規則によつて組立てられた教育事業は、法律規則を忠實に實行するに於て教育は遂げらるゝともいへる、此の官吏的教師は事務的才能があるから事務の整理に付いては成績がよいが、其弊害として可成事勿れ主義となり、教育家といふ精神が次第に失はれて行くといはれてゐる。それは法律規則に束縛せらるゝ爲ともいへる、教育家としての立場からいふと事務的職務を全ふするによつて教師としての任務は盡されぬ、教育の根本に觸て考へねばならぬと主張してゐる。

五、技術家的教師

教育の目的は大體きまつてゐるとして、其目的に違ふ方法にも相當の技術を要することである、故に教師として一つの技能を要することになる、即ち職業的の技能を必要とするその技能に偏した教師を技術家的教師といふ。此種類の教師は教授法に巧みにして教授を助ける上に於ては効果はある、その弊として教育の大體の方針を誤り、その根本を破かにする欠點を生じて來るといはれる。

以上あげたタイプの中教育家の論ずる處によると忌むべきものが三つあるといはれてゐる、第一は學者的教師、第二は官吏的教師、第三は技術家的教師である。學者的教師は教育の大本を忘れて、教育の目的などは一向お構ひなしに自分の得意とする學問を徒に注ぎ込もうとする、教育専門家は之を大に嫌ひ、却て教育を破るものであると極論してゐる。第二の官吏的教師になると亦なか／＼攻撃が多い、教育は人間を人間まで作り上げるものであるのに官吏的教師は事勿れ主義で法令の蔽にかくれ、失策のないことを主とし番をして居る、教育者ではなく教育の番人である、よし時として過失がありとしても大なる感化を生徒に與へ得るなれば眞の教育者に近いのである。第三の技術家的教師は教授法とか教授術とかの方法に巧みにして、取扱が上手であるのみにして、教育の根本を忘れる弊に陥り易い。教育者として最も必要なことは、被教育者を感化する力を有する人でなければならぬ、教育の主體たるの資格は此の點にある。その次は學問である、人物が如何によくして人格が高く見えるにしても、智識才能がなければ良教師ではない、又單に智識才能が加はつても實社會に關する識見がなければ、即ち世間知らずではその人の感化力は活きて來ない。尙教育に關する興味を有し自分が一生の天職として且つ生徒に同情を寄する等は必要缺ぐべからざることであらう。

以上は一般教育といふ方面から述べた積りであるが、之を教化の上より見た行刑の主體にあて、考ふると亦此のタイプをかどり全部がさうでなくとも、それに似通ふたタイプを見出すことがある、即ち事務の整理はまづいゝが感化力に富む人感化力は乏しいが事務の整理に堪能な人、學問はあるが世間の事情に薄く、一定の識見はあつても學問に乏しいなど、見方によりいろ／＼の長所又は缺點を見出すことが出来る。明治初年時代の此方面に付ての記録がある。参考のため左に

一千八百七十八年八月、明治十一年、瑞典ストックホルム府に於て萬國刑務會議の開催せられたとき、委員長イーシーワインス氏に宛てた大久保内務卿並大木司法卿の回答によると。

問 會議題文の議題……善良なる刑務官に必要な品性如何——刑務官を教育する特設學校の有無如何

此の議題に付我國の當路者たる、大久保、大木兩大臣は左の如く答へてゐる。

答……凡そ刑務官は謹厚にして行檢(品行)がよくてしまりがあることあり機敏にして賄略あるを要す、蓋し謹厚にして行檢あれば以て受刑者の標準たるべく機敏にして賄略あれば以て兇暴を制御するに足る、故に我國の刑務官は務めて此等の才徳を具備する者を選用することを期す學校を立て、刑務官を教育するは刑政上極めて必要なことを是認すと雖も之を設置するは未だ遺あらざる所なり。

明治十二年、大警視川路利良、監獄取調委員一等警視屬小野田元照と署名した白耳義國監獄問答録の中に、その第十九條に

問——刑務所長を命ずるは誰なるか且つ刑務所長には如何なる才學を要するか。

答——刑務所長は國王之を命任す、(中略)刑務所長となるに必要な性質としては刑務所の長は道義、賦則、經濟、工藝上に付事務全体の施行運搬を熟知するを要し殊に躬ら監治を担当するの才能のあり、俗事務に偏一ならず、兼て道義事務に通達し就中行狀最も嚴格正肅なる人を要す、分房制の長は受刑者の精神を受持つ人とも云ふべき程なれば溫和實直強剛敏捷の質を有し、人に接する激烈ならず事に當りては能く其職務の實用を解し罪囚の性質を知り及嚴肅にして監内能く事に堪へ屈せざる人を要す。

此の記録によると教化の主體即ち刑務所長たる者は、教育學の教育の主體に最も近い要件を要求せられてゐる、刑務所長は官制の上では勿論行政官である、技術官ではない、然れども教化より觀たる行刑の主體は人格の現れでなければならぬから之を部下に委任せず、所長自らの行動とし併せて最高の事務たることを自覺したい。

交談禁止の緩和に就て

小橋川昭慶

わが監獄法施行規則はその第三十六條に於て「雜居監房、工場、教場及教誨堂に於ては在監者の席次を定め交談を禁止すべし」との規定を設けて、收容者間の交談より生ずる弊害を極力除去せんとして居る。いふまでもなく交談は、一面に於ては自他をして和諧の快を享けしめ、且つ互に智識の交換をなし得る等の利ありといへども、他面犯罪の手段方法を傳授し、其他不良の談話を交換する等の弊害を伴ひ、修善止惡の大なる障害となるものである。しかもその害たるや利とする所より大なるものあるを以て、若し雜居房又は工場等に於る受刑者の交談を全く禁止し得るものなりとすれば監獄法施行規則第三十六條の規定は、至極適當なるものと云はねばならぬ。

然れども雜居房工場等に於て、受刑者間の交談が果

して徹底的に禁止し得られ、豫期の効果を擧げ得るや否や、頗る疑ひなき能はざる所である。抑も言語は同類の群居せんとする性質上に發する人類天賦の性能にして、深き／＼哲學上の問題より卑近なる日常の挨拶に至るまで、人事百般凡てこれ言語のやりとりならざるけ少なく、終日黙々兀坐して他と交渉せざるが如きは、何人と云へどもこれを難しとし、苦痛とする所である。さればこそ思ふこと云はざれば腹ふくるゝと云ふ謬もあるのである。

二

故に雜居拘禁に於て、作業上必要な場合等の外、絶対に受刑者に對して交談を禁止し、不言不語を標語とするも、その徹底的實行は到底のぞみ得べからざる所にして、若しこれを欲すれば獨居拘禁に依る外はないのである。雜居拘禁に於て一言半句の交談をも許さ

ぬといふことは、難きを以て人を攻むるもので、寧ろ人間の本能を餘りに無視したものと云はねばならぬ。之れを以て受刑者が交談を禁止せられた場合、恰も渴する者が水を見て思はず手を出すが如く、衝動的に戒護者の目を偷んで、雑話を交ふるやうなことにもなり、却て禁を味ふといふが如き誘惑を喜ぶやうな習慣すら、馴致せられて、交談禁止の規律も何等權威を有せぬやうなことにもなるのである。

「口のある人間を、八人も狭い部屋に閉ぢ込めて置いて、絶対に喋つちやいかんと命令したところで、それや駄目だ。おいこれからこの居房ばかりに眼を付けるぞ、捕まらないやうに氣を付けろ、と誰れか喋つた云々。就寝を命令するベルがガラン／＼と鳴つたので、受刑者達は又もヤガヤ／＼喋べりながら蒲團の中に潜り込んだ云々」とは某釋放者の入獄記中の一節である。實際居房や殊に騒々しい工場などで低聲耳語する交談を、一人の戒護者で取締るといふことは、中々容易の業ではないのである。

過ぎたるは尙及ばざるが如しといふ言もある如く、交談を絶対に禁ずるといふことは、假令それが悪交を防ぐの利ありとするも、他のより大なる弊害を伴ふな

いふことには、固より相當の理由の存するところではあるが、前述の如き意味に於て不良ならざる交談若くは規律に防げなき交談までも禁止するが如き規定は、須くこれを緩和して、一定の制限のもとに幾分の自由を與ふるを以て優れりとするのである。雖然言葉多きものは品少く、寡黙重厚は人格を崇高ならしむる所以であるから、冗舌多辯、殊に蛙鳴雀噪せしむるが如きは深くこれを戒めなければならぬことは敢てこゝに論ずるまでもない。

普國に於ては一九一八年十二月十九日附司法大臣の訓令を以て、刑の緩和法を規定し、その一として受刑相互の交談は規律に防げなき限りこれを許すことになつて居る。尤も從來とても受刑者の交談を絶対に禁止したのではなく、實際に於ては規律に害のない限り、之を黙認せる状態であつたが、右訓令により公然これを許したまでのことである。(谷田博士談)又英國に於る沈黙制度の緩和の状況については本誌昨年七月號に辻書記官が歐米行刑制度視察談中に詳しく述べられて居る。翻てわが法制を見るに前述の如く、監獄法施行規則は收容者の交談を禁止せりと雖も、受刑者に對しては大正十一年十月通牒を以て之を緩和し、刑務所

きやを懸念せざるを得ない。面壁九年の達磨でない限り、人の最も難しとする沈黙を強制することは、結局ひそかに規則を犯す習慣を養ひ、規律とは無理なものなりとの觀念を生ぜしめ、遂にはこれを輕視するの風を馴致し、若しくは交談取締の不徹底よりして、官吏が依怙最負をなすとの考へを起さしめ、拘禁生活の產物たる猜疑心をいやが上にも増長せしめ、彼等をして規律に觸れ、微罰に問はるゝもこれ亦時の運なりとの觀念を抱くに至らしむる虞なしとせないのである。又同一の居房に起臥する者に對して、朝夕の挨拶や同情や慰めの言葉と言つたやうな、打ちとけた言葉一つ交すことも出来ないで、終日終夜睨めつくらで通さしめんとするが如きは、決して受刑者間の意思の疏通をはかり、荒みがちなる彼等の性情を和らげ、高雅なる情操涵養して、協調的精神の實踐的指導をなすの所以ではなからうかと思ふ。如斯は人類の社交本能を無視するものにして、寧ろ人間性を破壊して動物性を助長するものではあるまいか。

三

雜居拘禁の場合に於て、受刑者の交談を禁止すると

長の裁量に依り、時場所或は人に限り受刑者相互の交談を許すことを得ることになつて居る。吾人は今日各刑務所に於て如何なる制限又は方法に依て交談が許可され居るやに就ては餘り多くを知らない。人或は言はる。今日強いて交談を許可するの必要なく、單に之を或る程度まで黙認すれば足れりと、然れども黙認の場合には受刑者に於てこれが範圍若しくは程度を明確に知悉する能はざるを以て、爲めに誤解を生じ動もすれば官吏の取扱に對して偏頗不公平なりとの觀念を抱かしめ、又は規律を輕視する虞がある。黙認に止むるよりは寧ろ交談を許可すべき範圍程度を明示し、その許すべきは許し、禁すべきは禁ずるを以て教化上むしる得策だと思ふ。

四

交談を許可する場合は受刑者に對しては、第一に監獄法第十六條に規定する居房、工場等に於ける別異拘禁を勵行し、第二に他を惡化する虞あるものは、寢居拘禁又は夜間獨居拘禁に付する等、交談より生ずる弊害を可成的少なからしむることを要する。又交談の内容、性質に關しては、犯罪的思想の交換や、不良卑穢

の談話、その他刑務所の規律に反する交談を禁すべきは固より、行刑の嚴肅味と居房、工場に於る靜肅を保持するために、高聲を發すること、申戯を云ふこと、笑聲を立つること等も均しくこれを禁止するを可とする。交談を許可する時間は食後、その他の休憩時間、又は工場より退後一定の時間内とし、又累進處遇法を實施する刑務所に於ては、受刑者の階級に従つて交談の時間、場所、その他に等差を附するが如きも亦一つ

の方法なりと思ふ。而して交談許可の條件に違背する者に對しては、犯狀の輕重に依り、要すれば犯行者に懲罰を加ふるの外、居房全体の者に對し一定の期間交談禁止の制裁を科するが如きことも規律の保持上相當有効なりと思ふ。本問題に就ては余は曩にも一度本誌上に於て、他の問題に脚聯して些か論及したことがあるがその後の實況を鑑みこゝに再び卑見を述べて識者の叱正を乞ふ次第である。(一四・一一・五)

少年刑務所の輪廓觀

戸田作造

(一)

短くして而かも淺薄なる經驗觀、先覺諸賢、太じと言ふ勿れ、奉公至誠の水、溢れて遂に此の紙面を煩はすに至りしのみ、毛頭他意なきことを表明し、以下暫く所感の一節を叙して見ようと思ふ。

(二)

少年刑務所は其の前身概ね舊支所たりし關係上、何れの少年刑務所も舞臺場面が極はめて狭小であり、所謂眼鼻突合の窮屈さを感じるのであつて、忌憚なく言ふならば、國家は未だ一ツとして理想的乃至理想接近

の少年刑務所を持つて居ないように思はれる。少年法の精神とする所、且つ其の目的とする所、若くば少年刑罰者に對する刑事行政の要求する所、果して斯の如き舞臺場面に於て其の任務を完全することが出来よう乎。滔々増加する少年犯罪政策に對し國家は大に施設す所ありて然るべく感ずるのである。

(三)

何と言ふても少年刑罰者に對しては所謂一般豫防よりも特別豫防の方に強く重きを置かねばなるまい。果して然りとならば、夫れには分類の嚴正が主要事であらうと思ふ。此の分類區所が徹底して而して後、愈々個別教化が徹底して行かなくてはならぬ筈のものであらうと信するのである。舊支所たりし眼鼻突合の狭苦しき現在の設備の下に在つては少年教化上遂に九叙の功を一簣に缺くに至りはせぬかと杞憂かも知れぬが思ひ浮べる節があるのである。

(四)

人心悪化は人口稀薄なる田舎にては見られない。這は都會に付きものであらう。眼鼻突合の狭苦しき一點

は人心悪化の因として決して見通すことは出来まい。併しながら此の事は今、取つて彼是と詮議立てする譯ではないが、密集の不可なるは言を要すまい。

論ずるまでもなく、少年刑務所は家族的學校の庭を備へなくてはなるまい。左れば各學校に廣き校庭を有するが如く、晴れ晴れしき運動場あるが如く自然に餘裕がなくてはならぬであらうと思ふ。何と言ふても犯罪の個人的原因の源は多く心を轉換する餘裕の缺にあるであらう。故に犯罪者を善化する最先の着眼點は心を轉換する餘裕を作らしむるにあることを閃却してはなるまい。心を轉換する餘裕さへあるならば、必ずや彼等又善事を擇ぶに違ひないものと信するのである。何となれば人間は元來善であか悪であるかを知らないが、併しながら犯罪者にも亦屹度善の部面があるに違ひないからである。

(五)

そこで吾人の觀る所に依れば心を轉換する餘裕を作らしむるには、即ち環境が第一であらねばならぬと思ふ。依て少年刑務所は夫れ自体に於て自然に餘裕を存せしめ、悠々として恰かも公園的施設を必要とすべく

強く深く感ずるのである。而かも廣き運動場を有し、舍庭を控へ農場を持ち、居房工場共に相當に餘地を存し、肩膊接踵、眼鼻突合の陰鬱さと窮屈さを除去し所謂「ユツタリ」とした設備の中に嚴重なる分類を實行し、個別の處遇にかゝらねばなるまい。少年刑務所の特色、且つ其の使命はこゝ等にあるべき乎と思ふのである。

(六)

凡そ人が人を教育し薰陶すること程世に至難の業はあるまい。論より證據、机を離れ、教師の姿見へぬに至れば今更でノートに収めた恩師の悪口をするではないか。昨日までは上長と仰いだ義ある人の陰言を言ふに至りし忌はしき現代ではないか。教師や上長は概ね當て外れの面喰ひを知らずして、得たりと濟まして居つては事業を爲す上に於て大なる障害があらう。

人が人を教育し薰陶することは馭者馬丁が馬匹の習癖を矯正するが如く爾かく容易の業ではないのであつて於て是乎人以外の力、即ち自然界の力を利用したものである。

茲に所謂自然界の力とは前段所述の如く少年刑務所

たにした所で此の感じが起らなくては信念は出来ない筈であらう。信念の起らない程度の人々の教育ならば、散り散りバラバラであつて如何に崇高善美を極めたる行刑方法を採用した所で彼等は他日之を應用するに善惡勝手どころか實に自由自在に悪用するの虞があるのである。

(八)

之を要するに個人的犯罪原因の多くの源たる「心の

不定期刑に就て

我國刑政上最新の試みとして、少年法が實施せられ、正院及少年刑務所等の各種機關の設備も漸次整頓せられ、何れも相當の成績を挙げつゝあるは、慶賀に堪へぬことと思ふ。而して保護處分のこと他日に譲り、

の設備をして恰も公園的風姿を添へ廣き舞臺場面に於て其の間に發育期にある彼等少年を培養し、花笑ひ鳥鳴くの春來ればこれを友とし、夏來れば新緑に親しみ秋來れば深く清き天空に憧憬せしむと言ふが如く、環境夫れ自体に於て風塵を避けしめて優美なる感情生活に向け替へ「ユツタリ」の氣分を涵養し、其の基礎の上に諄々説を示し法を説き業を授くるに至るならば漸次亡び行く彼等の心、茲に更生せざるなき乎。

(七)

或る人曰く「論語ヲ讀ミ論語ヲ講義スル人ハ澤山ナモノ併シ眞ニ論語ヲ知リテ居 者ハ幾人モナイ」との言眞に穿てりと思ふ。

少年刑務所の立脚點實にこゝ等に在りはせぬかと思ふ。果して然りとならば吾人行刑職員が教へた事柄は理解は出來た。能く知ることは知り得た位に止まりては所謂論語の講釋に過ぎまい。未だ以て論語を知りたる譯に至るまい。

そこで吾人行刑職員は其の教へた。授けた事柄に對し果して理解せしが如く、知り得たるが如くに感じを起したであらうか否乎。如何に智識を得、理解をなし

轉換に餘裕の缺如」を向け替へしむるには優美なる感情生活より這入らねばなるまい。其の優美なる感情生活を養成せむとならば、自然の力を利用し風塵を避けしめよ。自然の力を利用せんとらば、少年刑務所の輪廓を廣め、天地自然に之を求めよ。斯くして吾人行刑官吏の行刑精神をして彼等に感動せしめ、眞に之を受入れしむるの素地を作れ。否らざれば上下折角苦心慘憺の行刑教育は遂に散り散りバラバラに分裂し終るの虞ありとふ言のが結論である。

田 中 秀 寶

刑事處分に付せられたる者に就て、聊か所感を述べて大方諸彦の御指教を仰ぎ度いと思ふ。
少年法に於ける刑事處分の特色は前科者とならざる不定期刑を執行することである。申す迄もなく、刑期に一定の期間を限ることが色々の方面に於て弊害があ

つたので歐米の制度に習つて、少年に限り刑罰執行の期間として、受刑者の個性により伸縮することの出来るやうにしたのである。此の制度は受刑者の改悛の状や、保護者の有無とによりて刑罰執行期間を修短自在ならしめることが出来るので、刑罰をして眞に意義あらしむる良法で、既に此の良制度に依りて特別の薫育を受け、改悛の状も顯著となつて假釋放を許され、相當の成績を挙げつゝ居る者も少くないのである。

私は受刑者が此の不定期刑に對して如何なる考を持つて居るかを入所當時各人に就いて調査して見たが、何れも

- 一、普通の行狀を持つたならば、短期終了にて釋放せられ
- 二、少々行狀は悪くとも短期長期との半分位で釋放せられ
- 三、兇悪不良改悛見込ない者は、長期全部を執行せられるもの

と思つて居つたのである。是は裁判所側で受刑者に希望を持たず爲めに短期釋放に力を入れて訓誡せられた結果で然るべきことと思ふ。受刑者が此のやうな心持で居るから、短期應當日迄は行狀、作業、學業其他に謹慎自重する。然るに短期刑の多くは一年であつて

を認められたいとの慾望に燃えて居る。其の目的を達するには一日も片時も早く釋放を許されるより外に方法はない。畢竟彼等にとりては長期刑の年月と自己の執行せられたる年月との差が大なるだけ彼等の成績が善良であることが證明せらるゝ筋合となつて居る。それであるから、短期終了後は彼等は常に今日は釋放されるか、明日は釋放されるかと、ひたすら釋放を待ちこがれると共に、それが延びれば延びるだけ父兄の信用を落すこととなるので、彼等の内心の苦痛は並大抵のことではないらしい。

今一つ彼等にとり、痛苦を感じるのは、徴兵検査である。本人も家族も、隣人又は親族に對して刑務所に在ることを秘し、遠方に奉公して居る位に言ひなして辛うじて彼等が、犯罪、刑罰、不良少年、受刑者等の恐るべき社會の侮蔑排斥を免れて居る。幸ひ短期終了當時釋放せられたら、無事に徴兵検査も受けられ、何等憂慮する所はないのであるが、若し、さもなくて釋放が許されない。徴兵検査は迫つて來たとすると、あはれや今日迄百方苦心して秘密にして居つた汚名罪惡を社會にも隣人にも發表せざるを得ないこととなるので、其苦痛は受刑者も、家族も實に慘憺たるものがあ

入所六ヶ月後の行狀審査に於ては未だ薫育期間が短少なるが爲め「改悛の状や有り」と判定せらるゝ者すら殆んど稀れな有様で、入所一ヶ年經過後の行狀審査に於て漸く「改悛の状やあり」と判定せらるゝので未だ一行狀善良、改悛の狀顯著なり」と認めらるゝ者に至つては曉大の星のやうである。從て、短期一年の終了にては大体に於て釋放を許さるゝものは殆んど無いと云つてよい。然るに受刑者は短期應當日に釋放せらるゝことを豫期して居たに拘はらず、遂に釋放は許されない。彼等が失望落膽するのは無理からぬ事である。そこで刑務職員は彼等の失望落膽を救ひ、少年をして希望に充ち、光明ある生活を營ましめる爲め全力を傾注して教化指導の任にあたり、作業に興味を懐かしめて、夫々待遇を向上させ、道念の涵養、勤勉の良習を馴致して成績優秀なる者に對して賞遇を與へ、専ら積極的人格の向上に努力すると共に反面に於ては彼等の陥らむとする自暴自棄の防止に腐心して居る次第である。

然れども彼等は猶ほ不安に驅られ、何となく落着き得ない心的狀態に居る者を發見する。少年の多くは向上心が強いので、自己以外の凡ての人から善良の成績を。誠に同情に値すると思ふ。

少年受刑者の中には往々刑期が長きに過ぎることを訴へ「成年受刑者ならば六ヶ月位の懲役を言渡されて滿期釋放後社會に出で、改心の實を擧げて大に發展して居るのにも拘はらず、吾等は少年なるが故に一年以上三年以下の懲役に處せられ、前科者と云ふ恐ろしい制裁だけは免かれることにはなつて居るが、其の實、犯罪者、科刑の身、釋放者と云ふ有難くない肩書を貰つて居るので、實際社會に出て愈々となると、悲しい哉、全く前科者同様に取扱はれてしまふ。實に成年より幾倍かの苦痛をなめさせられることゝなつて居る……」など、長嘆息を漏らす者もある。たとひそれが少數の者の訴へであるとしても、現代社會の狀態から考へると大に考慮を要することと思ふ。

現在の狀態では不定期刑の言渡を受けたるものにして、短期應當で釋放せられる者は殆んどないと云つてもよい。多くは短期終了後、長期刑の約四分の三を經過したる者が「假釋放」の名によりて假釋放期間と云ふ苦しい責任の許に辛うじて釋放せられる始末で、それも遺憾ながら多數ではない。彼等が不定期刑に對して十分の感謝を持つことが出来ないのも、あながち彼

等のみを責めるわけにはゆかぬやうにも思はれる。

受刑者の心理を解剖して見ると、概畧前陳の次第である。然し行刑官の立場から考へると、既に已に刑事處分を受くるに至つた現代の犯罪少年は、其の素質に於て少年法施行以前の受刑者とは全く比較にもならぬ程の差異がある。少年法施行以前の少年受刑者の中には眞に偶發的のもの、家族關係善良のもの、受刑前既に悔悟し居る者などが多數見受けられたのであるが、現在の受刑者には恐らく一度や二度起訴猶豫や保護處分を受けて居らぬものは無い。言はゞ警察の説諭も保護處分も効を奏せず、遂には親も保護司も検事も判事も見限り果てた再犯の傾向ある不良少年犯罪者のみが不定期刑の言渡を受けて居るので、所謂常習犯者ばかりと言つてよい程である。従つて二年や三年はおろかり四年も五年も社會から隔離を要する底の人物ばかりでとても短期一年位では釋放を許すわけには行かないのである。此の点から考へると、判官に於ても科刑上大に熟慮ありたい次第である。曾て一ヶ月以上三年以下と云ふ突飛なものがあつたが、之は例外で、六ヶ月以上二年以下の刑や十ヶ月以上二年以下の刑も時折發見するが、是等は寧ろ一年若くば一年半位の確定刑を言渡

された方が効果がありはせぬかと思はれる。現今最も多い一年以上三年以下の刑も、受刑者の素質不良な点から考へると短期一年は殆んど意義をなさないではないかとの虞がある。苛酷のやうではあるが、短期を一年六月又は二年以上として成るべく短期刑を長く言渡し、行刑官に於ても成るべく短期を終了以前に假釋放の手續をし、其筋に於ては「短期應當日に假釋放すべし」との命令によりて釋放せしむるやうに改められたい。特に成績優良なる者に就ては短期應當日を待たずして假釋放を許すことは勿論である。其外、受刑者の徴兵検査期日を考慮して短期の刑期を伸縮し、成るべく短期終了時に於て釋放せしむる方策を立てられたい。是れに依りてこそ不定期刑の眞意も發揮せられ、従つて短期の意義も明確となつて來ると思はれる。現在の狀態では遺憾ながら不定期刑の短期は無意義となつて却つて不定期刑の長期に相當する確定刑を言渡されたと同様となつて居るやうに思はれる。これでは甚だ變な感じがするのである。(大正一四・一一・二一九稿)



英語から
現
代
語

イーブ (Eve) イーブニング (Evening) の意。夕、晩、例へばクリスマスイーブと云はゞ十二月二十四日のクリスマス前夜を云ふ。
イージー (Easy) たやすい、安樂な。イージー、イーイング (Easy going) だら／＼して世を渡りて行かうとする人を專めて云ふ。又氣樂なのんきなことを云ふ。
イースト (East) 東方、東洋。フアー、イースト (Far-East) と云ふは極東のことを云ふ。
イルミネーション (Illumination) 電飾と譯す。電燈の裝飾すること。
イターナル (Eternal) エターナルと發音する人もあるが、永久のと云ふ意味。
イタオール (Equal) 等しい、同じ。教學で使ふイタオールもこの意味。
イグノランス (Ignorance) 無學、文盲。
イマジネーション (Imagination) 想像。

イミテーション (Imitation) 眞似、模倣、模造品。
イズム (Ism) 説、教、主義。ナショナル (國家) イイズムを續けてナショナルイズム (Nationalism) 國家主義となる。
インポート (Import) 輸入品、輸入する。
インポッシブル (Impossible) 不可能。「そんなことはインポッシブルだよ」
インペリアル (Imperial) 帝國の、皇帝の
インペリアルホテル (Imperial Hotel) は帝國ホテル。インペリアルイズム (Imperialism) は帝國主義、インペリアル、ペリアルイズム (Imperialism) は帝國議會の如し。
イントロダクション (Introduction) 紹介、緒言。
インディゴ (Indigo) 藍色、インディゴの深い水底などを用ふ。
インタロゲーション、マーク (Interrogation mark) を云ふ。疑問の記號。

それは實際インタロゲーションマークなんだ。
インターナショナル (International) 國際的、インタナショナルイズムは國際主義
第三インタナショナルは先年ロシヤで行はれた共產主義の國際會議を云ふ。
インタビュー (Interview) 會見、訪問
インダストリー (Industry) 産業、實業、工業、インダストリアリズム (Industrialism) 産業主義、工業主義。
インクライン (Incline) 傾斜、勾配、斜而路、京都東山にあるインクラインモこの意味から。
インプレッション (Impression) 印象、感銘。
インプレッションニスム (Impressionism) は印象主義と譯す。画でも文章でも直接に感じたまゝを表現する主義、事物よりも事物が人に與ふる印象を重する派。
インスクリプション (Inscription) 題名。「彼はインスクリプションによりて、大作を完成した」
インディビデュアル (Individual) 個人の、インディビデュアリズム (Individualism) 個人主義、インディビデュアリテイ (Individuality) 個性

減食罰なき

一箇年

根本仙三郎

監獄法で減食罰を設けた根柢は深い意義あるに相違ない。従て之を廢止することは國家問題として頗る重要な研究を要する。然し現時行刑の實際に於て衛生の見地、人道の觀察より減食罰を廢止せよとの議論が顯はれ、客年四月の刑務所長の會議にも之を問題とせられた。食事罰は外國に於ても漸次度數又は條件に制限を付するの傾向あり、又其執行の際に保健吏員が執行に差又なしとの認定を條件とせる趣旨から見て考慮を要する懲罰の一なることは明瞭である。所長會議にも有力なる減食罰廢止論は主張せられた其廢止を實行して居る所がないので、多數の賛成を得るに至らなかつたのである。必竟廢止又は緊縮が出来ぬことは行刑上必要なものであることを裏書するものである。

然し減食罰の行刑上の影響としては、減食罰を受けた者が胃腸病又は感冒に罹り易い例を見、又減食罰の執行の際に食物分與の犯則が起ることを聞き、減食の爲めの饑餓状態から或る受刑者に精神變調を生ずることあるを知つたので、此不良の結果を出さんで減食罰の効果を得んことに苦心したのである。然るに昨年六月に一受刑者の死亡に付いて其原因が減食罰に基いて居るではないかと疑はるゝ事例が起り、同七月にも同様の死亡があつたので、少なくとも健康の見地より減食罰を緊縮すべきものであらうと考へたのである。

昨年六月の死亡者はT某と云ふ累犯者でK刑務所に大正七年十一月懲役四年の刑を受けて入所し、大正八年二月以降三回減食罰を受け、入所時体格上等、營養中なりしものが体格營養丙となり出所し、六箇月餘後大正十二年二月當刑務所に入所し、健康向上せず大正十三年四月より病氣の爲め休養し、感冒に罹り肺疾患の爲め六月五日死亡したものである。同七月の死亡者はM某と云ひ、累犯者でO刑務所に大正二年八月懲役五年の刑に服役し、大正三年八月減食罰に處せられ爾來病氣の爲め少食給與又は粥食或は休養を十回も重ね入所時体格甲、營養上等なりしものが出所時体格丙、

營養下等に陥り、出所後病氣の爲め徘徊し犯行を爲すに至り三ヶ月を経ず大正七年十月當所に入所し、健康向上せず、大正十一年二月流感に罹り、爾後不健康甚だしく十三年七月三十一日肺疾患の爲め倒れたものである。何れも身分帳簿を通覽すると減食罰が不健康延いて死亡の遠因を助成してゐはしないと疑はれるのである。

右の譯から自分は減食罰を科するとせば、精神上、生理上何等の悪影響なきかに付き精細に受刑者の個性健康其他の状況を調査し、不良の結果の危険を來すものにして之を止め、不良の結果なきものみに執行する緊縮の方法の適當と考慮したのであるが、精神學上醫學上より受刑者の將來に於ける此の如き影響を認定し得るかが問題である。体格、營養佳良又は精神平常にして、全く饑餓の反動を受くることなしと斷じ難いし、身体羸瘦脆弱、又は精神變調でも必ず少食の影響を受くるものとも決し難い。保健吏員に絶對不良の影響なしと保證せしむることは素より不能である。同時に減食罰は緊縮は困難であると見なければならぬのである。

然らば廢止は可なるか、廢止するとせば他の懲罰を

以て代へた場合に行刑上の成績が不利に陥りはしないかを考慮せねばならぬ。然し行はねば分らるので自分は受刑者の種々の状態を觀察調査して、減食罰と同一の制裁及び効果を與ふべき懲罰を考慮し、之を從來減食罰を科したる事犯に申渡し減食罰の申渡は之を止めて見たのである。之れは昨年九月で既に一箇年を経過したのである。固より其間にも減食罰の廢止が遇因の關係又は行刑の成績に不良の影響が出れば直に之を復活することを考へたのであるが、特に注意を惹くものがなかつたので今日に至つたのである。

減食罰なき一ケ年の統計は受刑者の健康上非常に異なりたる良好の成績を擧げて居り、然も他の成績に不良の結果を與へたことは認められぬのみである。之れは減食罰を廢止したのみの影響ではないだろう。他の行刑の諸方面の吏員の努力の結果ではあるが、減食罰の廢止が多少之を助成したと謂ふことは出来よう。其間に當刑務所に於ては特別な衛生又は遇囚に關する施設はなかつたのであつて、只從來通りの方針を勵行したのみである。

第一に顯著なるは病死者の減退であつて之を比較すると左の如くである。

年次	執行停止後病死者數	刑務所内死亡數	以上者總數	一年間收容員
自十三年八月	四	二	三	一五二三九、五一九
自十二年七月	六	三	一	一五二六〇、六一三
自十三年八月	六	五	一	一六二八〇、〇九六
自十二年八月	六	五	一	一六二八〇、〇九六
自十一年八月	八	五	一	一八二八二、八〇七
自十一年九月	八	五	一	一八二八二、八〇七
自十一年八月	五	二	一	二六三一六、二六五
自十一年九月	五	二	一	二六三一六、二六五
自十一年八月	五	二	一	二六三一六、二六五

即ち刑務所内の病死者は従前一年十人を下らなかつたのが此一年間は僅に二人で然も其一人は六十五歳を超へて腦出血で死亡したものである。

次は休養患者の減少である其總數は大正十三年九月より十四年八月迄の一年間は二百八十三名其前一年間は三百三十四人で五十一人の減少である最も前年(大正十三年九月ヨリ十三年八月)の收容總延人員二十六万六千六百三十三人(大正十三年九月ヨリ十三年八月)は二十三万九千五百十九人で二万九千九百四十四人、即ち九歩の減少であるから九歩丈の減少は差引かねばならぬが、夫れにしても其以上に減少して居るから、健康上の成績は良好である。之を月分にすれば左の如くである(算用數字は病

死者の表示である)

月次	自入正十三年八月	自入正十三年九月	自入正十三年八月	自入正十三年九月	比較
九月	一九	一七	一七	三	二
十月	二四	二八	二八	四	二
十一月	三〇	四七	四七	一七	四
十二月	二一	一六	一六	五	一七
一月	三二	二〇	二〇	一三	二
二月	二八	一八	一八	一〇	二
三月	一五	二五	二五	一〇	一〇
四月	一八	三一	三一	一三	一〇
五月	一二	三五	三五	二三	一三
六月	二五	四七	四七	二二	一三
七月	三三	一〇	一〇	二三	一三
八月	二五	四〇	四〇	一五	一五
合計	二八三	三三四	三三四	一一	一五

右の表によると大正十三年九月大正十四年一月二月七月には前年の同月より増したか、其他は多大の減少である。

然らば作業の方には如何なる影響を與へたかといふに、無論休養患者の減少は就業人員の増加を來したこ

とは明了であるが、又減食罰が他の懲罰に代つた關係から其不就業率を増加しないかといふ事である。然し全体に於て就業人員の率は昨年より減少して居るので好成绩と認めねばならぬのである。即ち左の如くである。

受刑者	自大正十三年九月	自大正十三年九月	比較減
總延人員	三三九、二九	一〇〇、〇〇	二三九、二九
不就業人員	三三、二六	一三、八三	一九、四三
總人員	三三、二六	一三、八三	一九、四三
内懲罰ニヨルモノ	三三、二六	一三、八三	一九、四三
疾病ニヨルモノ	四、五〇	一、九五	三、五五

即ち前年は一割四分九厘七毛の不就業人員を出したるに對し、本年は一割三分八厘三毛で一分一厘四毛丈就業人員が増加したのである。本年の延人員に比例すると二千七百三十人を増加した譯で、假に一人の賃金を四十錢として千圓以上の收金を生じた譯である。疾病による不就業人員は前年の二分七厘に對し、本年は一割九分五厘、懲罰による不就業人員は前年の一厘六毛に對し本年は一厘四毛で減食罰の廢止の結果は作業

にも決して不良の成績を與へなかつたことが立派に證明せらるゝのである。

最後に減食罰廢止により規律が弛緩し、衆情か不良になつては來なつたかといふに自分は此点に於て前年度と何等の差異を認めないのである。一休懲罰を受くる受刑者の部分は大抵一定して居るので、懲罰が減食罰がなくなつて、他の罰に代つたから増減することはないと考へて居る。規律の問題は戒護の取締の關係が主たるもので懲罰中の一部が從來より多少受刑者に輕い感を生ずるゝ又は重い感を生ずるゝとして、根本の懲罰が公平であるならば、規律に左程の影響を生ずることとはなからうと信ずる。只懲罰人員が前年の二百十九人に對して二百二十六人を算し七人を増加したのであるが、別に重要な事犯は増加した譯でないのである。即ち前年は叱責に付したものの三十四人ありたるのが、今年には五十九人で此輕微な犯則を取り除いて減食罰以上の事犯を觀察すれば其率に於て本年は減少して居るのである。

尙減食罰の廢止の爲め懲罰が如何なる變化を來したかを明にする爲めに月別の詳細を左に掲げる。

自大正十三年八月

月別	叱賞與減輕文書重賞懲罰員合	實人
九月	五	三
十月	七	三
十一月	二	三
十二月	二	三
一月	四	三
二月	六	三
三月	四	三
四月	五	三
五月	九	三
六月	三	三
七月	二	三
八月	八	三
合計	五二	三六

以上は減食罰なき一ケ年の衛生作業戒護に顯はれたる結果である。偶然かも知れぬが全く良好と見てよからう。夫れ故減食罰の廢止は行刑に善良の結果を與ふるかも知れんが、不良の影響を與ふるものでない事は

自大正十二年八月

月別	叱賞與減輕文書重賞懲罰員合	實人
九月	二	三
十月	二	三
十一月	一	三
十二月	一	三
一月	一	三
二月	一	三
三月	一	三
四月	一	三
五月	一	三
六月	一	三
七月	一	三
八月	一	三
合計	一〇	三〇

疑ひないと信ずる。現時他の刑務所にも減食罰を廢止したる所が諸所にあることを耳にするが其成績は決して不良でなからうと思ふ。特に注意すべきは最近受刑者が減食罰のないために

懲罰が、以前より深刻になつたことを訴へたことである。「減食罰は役人の目から見て受刑者の最も欲する食物の制限であるから酷いと思はるゝか知らんが不健康者は格別他は一時の我慢である。然し賞與金の減削は僅か五十錢でも十數日又は一月の努力を無にする。文書圖画の閱讀禁止も書籍に趣味ある者は勿論書籍に趣味なき者も懲罰執行中の爲めに唯一の慰安期待たる活動寫眞又は蓄音機の見聞を封じられるので實に其際は落膽の程度は大したものである。其謂ふ所が信すべき考慮を要するものであらう。か多少の眞理がないではなからうか。此点に於て減食罰に代へて賞與金計算高の減削又は文書圖画閱讀禁止を申渡す場合には大に考慮を要すべきものでなからうか。

刑政の上に齎したる指紋法

の效果に就て

中田 主税

指紋法の由來は犯罪人の異同、識別を的確ならしめ以て刑務所に於ては行刑處遇の標準、裁判所に於ては

科刑方針の判斷、其他犯罪捜査の資料等に應用するを其重なる使命として制定せられたるものと觀ることが出來ます。

古來犯罪人の異同識別には市町村役場に前科名簿、裁判所に犯罪人名簿、警視廳に犯罪人名簿索引小票がありました。而して刑務所には寫眞、人相書の類、其他簿冊を備へられまして、夫々最善を盡してありましたが、人智は進み、交通は開け、社會の發展は人の轉所移動を余儀なく激増ならしめて、生活の態度はとも昔日の比ではありませぬ。かくて文化を謳歌する世相の裏面、犯罪者は偽名、偽籍、前科包藏などを恣にしまして國權を輕んずる輩が續出する状態を呈しました。こと左様になれば上叙の様な形式的の犯罪人異同識別法では夫等の欠點を防ぐに充分でありませぬ。是れは國法擁護秩序保持の上に甚だ遺憾であります。

當局茲に考慮せられまして千八百九十八年(明治四十一年)時の政府は平沼博士、小山博士、谷田博士、故大場博士其他二三の學者實際家に犯罪人異同識別法取調委員を任命せられました。委員達は歐米各國の制度等をも鋭意調査を遂げられました。結果採用せられたのが現行の指紋法(實質的犯罪人識別法)でありま

す。是れは實に萬人不同終世不變の一大特色を有するものでありまして、一度び之れに照せば偽名や偽籍は申立て得ても、人其の者の前科關係は否定し能はぬ絶對的證明力を持ちます。夫れが舊來採用せられました形式的の織別法に比べて、特に權威ある要點でありました。而して此の指紋法が實施せられまして僅かに十七年であります。其の間に是れが刑政上に齎しました効果の著大なることを漸く一般識者の認めらるゝ所となりました。

今其の成績の概要を左に掲げまして、學者實際家諸士の参考に供します。指紋を對照しまして前科を發見しました割合は左表の如く百人に對する約四十一人でありませぬ。

指紋對照 要求官廳	對照件數	前科者發見數
刑務所	七、〇二八件	二、一〇六件
警察署	三九、四四六件	一六、八七四件
検事局	二、〇二七件	八八八件
其他	八三〇件	二六一件
合計	四九、三三一件	二〇、一二九件

右の外對照の要求に基かず指紋事務中に前科を發見して、執行刑務所に通牒を發せられました件數は二千

〇五十六件もありました。而して最近前科被發見者中の偽名は百人に付二十人、指紋事務中に發見せられた前科者中の偽名は百人に付五十人の割合でありませぬ。

夫れ是れの關係で行刑着手後又は釋放後に於て前科を發見する事例の今尙ほ尠からざるは本法活用の趣旨を輕んじた諱りを免がるゝことは出來ませぬ。而して偽りを遂げた者から刑務官は侮りを受けねばなりませぬ。コ、は當局者の最も、注意すべき大眼玉であります。

以上は所謂刑政に齎しました指紋法の有形的効果の一點に過ぎませぬ。尙ほ他の一面に無形的指紋法の效果としてより大なる一點を見逃してはなりません。夫れは當事者が前科を包む意思を持つ者の中で恰かも照魔鏡の様な指紋法のあることの爲めに前科を包みきれぬことを自覺して事件の初めから眞實を供述する者の數がどれだけ、多くあり又どれだけ殖へるかであります。

看守勤務心得に就て

兒島 三郎

我々は犯罪を矯正訓育して良民と爲すべき職務上の關係に於て、少しでも曲りたる精神を以て居る事は出來ない。即ち素直なる曲らざる精神を以て居らねばならぬ。而して耳目は鋭く聴く即ち鋭敏でなければならぬ。キリストは曰く「汝等は蛇の如く聴く、鳩の如く柔順なれ」と教へられたが、此の意味を示されたものである。

私は常に思ふ。年若き新拜命の看守諸君が如何なる態度を以て收容者に接するか、收容者は其身分、性格、閱歴等千差萬別ではあるが、概してひねくれたる精神の所有者が多い。其犯罪人に對して若き經驗に乏しき看守が接することに付ては、甚だ憂慮に堪へぬ處である。彼の蓬の中の麻と云ふ事があるが、麻は天性眞直な物であるけれども、蓬の中にある時は眞直に育つことは仲々六ヶ敷い。先方がひねくられて居れば居る程、

此方は眞直にして居らねばならぬ。即ち眞直な定木でなければならぬ。彼の奸智にたけた俗に海千山千と云ふ様な犯罪人は、常に機に乗すべきを期待し、甘言阿諛以て己を謀らんとして居るから油断も隙もない。假初にも欺かれる様な事のなき様にせねばならぬ。此の意味に於て十分注意を拂はねばならぬ。

刑罰と云ふ事は學者の説に依ると、威嚇主義、復讐主義、目的主義、感化主義と色々々に變化をして居りますが、私は此の刑罰に付ても特に我が國體に鑑みて刑罰は君主の仁慈なりと信するのであります。烈聖の民を見給ふ事は猶子の如く、臣民の上を仰ぐ事は猶父の如くであります。畏くも陛下は義は則ち君臣にして、情は則ち父子なりと仰せになりました。此の點から考へますれば、可愛い子を折檻する親の鞭は刑罰である。即ち君主の仁慈である。仁慈である以上は刑罰の執行にも情と云ふ事を特に考へて居らねばならぬ。

紀州の殿様であつた徳川頼宣公の時代に、熊野の山奥に親を殺した大悪人があつた。當時の役人が之を召捕つて取調べた所が、其者は更に悪事を爲したることゝ恥ぢず。曰く「他人の親を殺したるにはあらず。自分の親であつて、而も其親は平素大酒飲みで家族の意

見も聞かず、私の申す事すら聞き入れぬ者でありましたから殺したのであります」と云ふて平然として居りました。其事を頼宣公に言上すると、それを聞かれて頼宣公は、扱つても困つたものである。自分の治下に左様な不心得な者があるか、殊に城下より遠くも隔たつた熊野に左様な者のあることは余が政道の到らぬ故である。夫れは物の道理を知らざる者であるから、夫れに刑罰を科しても何の効果もなからうと仰せられて李梅溪と云ふ儒者を附けられて、三年間孝經の講釋を聞かせられた處、三年の後に至り始めて此有難き講釋に依り、申譯がありませぬ。悪い事を致しました。一日も早やう御處刑に預りたいと申出でました。其事を再び頼宣公に言上すると、殿様は非常に喜ばれ、夫れまでに了解する事が出来れば結構である。夫れ迄に改悛の出来た者を罰する必要もないが、法は曲げる事は出来ぬと仰せられて遂に死刑にせられたと云ふ事がある。此の一例を見て刑罰は情であると云ふ事を了解する事が出来ると思ふ。

看守は常に生々したる活氣を養はねばならぬ。悲愁不遇の者に對し、陰鬱の氣を以て接するならば、彼等をして厭世自失の念を起さしむる様になる。故に看守何に千萬の金言を以て接するも何等の効果はないと思ふ。此の意味に於て職務を誠實に務めんとするならば先づ以て此關係の深い家庭を第一に治め、即ち圓滿なる家庭を造り、其の圓滿なる家庭に漲る愉快なる心を以て彼等に接し、啓發調化することに努めねばならぬ。

受刑者の眼に映つた岡崎少年刑務所

中島利吉

米國のロスアンゼルス少年審判所では曾て其の審判せる幾百餘名の少年犯罪者に對し審判所に就ての感想を徴した山である。應答の結果は審かならざるも、内容を考察するに日々直接する保護司は能く其の職責の精神を理解されて居る様である。私はこの活きた例に倣ひ之を私の平素考へて居ることに綜合して現在岡崎少年刑務所に收容して居る少年受刑者一五〇名の内

たるものは常に生々として活氣を養ひ、心氣を舒暢せねばならぬ。之は公務上の事であるが、茲に諸君に相談したき一事がある。夫れは外でもないが、我々職員中の多くは家庭を持つて居る故に、家庭に於ては一家の主人としての責任を負ひ、又一面に於ては國家の官吏としての責任を負担して居ると云ふことになる。私事は勤務上のことを述べる前に職務と家庭との關係を述べて見たいと思ふ。私事を以て公事を輕んずると云ふは勿論出来ないことであるが、家庭上の事が公務上には關係を及ぼす事は非常なものである。勤務を誠實に務め様とするならば、先づ以て家庭を圓滿にすると思ふ事が第一である。家庭が圓滿になれば心中が愉快である。即ち春風和照の心を以て朝暮愉快に彼等の面前に立つて居るならば、夫れ丈けにても充分であると思ふ我々は實踐躬行彼等に對しては身を以て模範を示すと云ふ事にせねばならぬ。勤務成績向上に就ては同僚と競争するも良からう。生々とした職務の執行をせよ。愉快にやれ、誠實にやれ、之が彼等に對し第一の印象となつて、迷へる彼等をして改善に導く世道の指南車になることが出来ると思ふ。然るに不愉快であつて、嫌や／＼職務の執行をして居る様なことがあれば、如

晝夜獨居拘禁のもの五〇名を除く一〇〇名に對し次の問題を出して率直な答案を求めた。

- 「一」お前達は此の刑務所に來たとき、どんな所だと思ふか。
 - 「二」今は看守の人達をどう思ふか。
 - 「三」この刑務所に來て最も苦しかった事は何か、又今尙苦しいことは何か。
 - 「四」この刑務所に來て以來最も嬉しかった事は何か。
 - 「五」この刑務所に就て善いと思ふ事は何か。
 - 「六」この刑務所に就て悪いと思ふ事は何か。
- 右に對する答案の大体は次の通である。

- 「一」恐ろしい所だと思ふ、三四名。悪い心を直して呉れる所と思ふ、二二名。驚らしめる所と思ふ、一〇名。で、其の他不自由な所とか、嚴重な所とか、強制的の所とか等。
- 「二」親切な人達と思ふ、二三名。親の様に思ふ、二五名。善い案内者だと思ふ、九名。心を直して下さる人達と思ふ、六名。で其の他概して親切な善い人達とか、嚴重な人達とか等
- 「三」の過去一晝夜獨居居る間に、二八名。出来ぬ仕事を授けられたとき、一〇名。馴れぬ規則に従ふたとき、三名。で其の他刑務所の懲罰執行中とか、寒中とか、暑中とか、仕事を遣り損つたとか、母の病氣を知つたときとか、叔母の死に會へなかつたときとか等。

「三」の現在」自由の利かぬこと、二八。寒い日に身體検査を受けること、六。親兄弟の身上を思ふこと、七。別に苦しいことなし、一六。で其の他仕事の出事ないとか、面會に来て呉れないとか、親兄弟に見離されるとか、釋放後の行先とか、其の方針とか等

「四」(一期晝夜編居)より二期(夜間編居)に進級したとき、一五。學科のある事、一九。入佛式に會ふたとき、八。

銀婚式當日の運動競技のとき、六。仕事を教へて頂くとき、七。体操を教へて頂くとき、五。父母が面會に来て呉れたとき、五。賞表を頂いたとき、五。で其の他親兄弟より手紙の来たときとか、懲罰執行中免除されたときとか、役人に仕事を褒められたときとか等。

「五」教育を授けて貰へる事、三八。仕事を教へて貰へる事一〇。役人の親切な事、一五。取扱の厳しい事、七。で其の他衛生の行届くとか、食事の善いとか、親の寫眞を居房に置かせて貰へる事とか等。

「六」別になし、二八。夜消燈の早い事、五。運動場の狭い事、四。着物の悪い事、四。類別處遇規則のある事、四。で其の他食事の悪いとか、仕事を強ゆるとか、搜檢が厳しいとか、入浴時間が短いとか、學育上の設備が整はぬとか、希望作業を許されぬとか、等

以上の答案を綜合すると「一」に就ては恐ろしい所だと感じたものが三四名ある。この印象を持つのは當然で

あろう。「二」に就ては親の様に思ふ。親切な人達と思ふと云ふのが多い。私は直接當事者が職責に對する理解ある事を喜ぶものである。「三」過去の苦に就ては、晝夜獨居居に居た間と云ふものが二八名。又現在は、苦に就ては自由の利かぬ事と云ふものが二八名で一番多い。之れが感化院や矯正院杯と違ふ所以である。尙現在苦の内少数ではあるが親兄弟に見離さる事及釋放後の行先を慮つて居ることの點は私達は之を見通す譯には行かない。「四」に就ては一期より二期に進級したときや、銀婚式、入佛式のときや、親兄弟の面會や信書の往復杯を舉げてある。是等を喜ぶは一般受刑者の常であるが、特に少年に於ては其の甚しきを知る事が出来る。「五」「六」とは少年の考や希望を見たのでは亦教養上參考にする價值があると思ふ。

囚に一般受刑者の通有性殊に前科數犯の肩書あるもの常として總ての事に要領よく表面を飾る所謂偽善家が多い。從て斯うした答は問の中心にきつぱり這入らぬことを一應想像し易い。されど、夫れは少年受刑者の多くに對しては該らない。私の淺き経験では其の大部分は信を措ける。



丙寅の新年に際して

年頭所感

白井 勇 松

乾坤一轉して萬象今や新なる時我邦刑政の前途如何を考察せば前途益有望にして又益多事になつて來たことを考ふるのである。之を外にしては世界大戰の爲に殆んど中絶の姿にあつた第九回國際刑務會議は昨夏英國に於て開かれ犯罪防遏事業の益國際化せられ、又英米其他の國に於ては切りに行刑に關する新施設を試み

内に在りては我邦の刑政は益改良進歩に力を注がれ、就中作業方面に於ては大に刑務作業を社會化して、益實際的の効果を擧げんことに努められつゝあるのである。

世の大勢を見るに學問上に於ても藝術上に於ても將た又道德上に於ても理想的文化社會を實現せんことを期待して居ることを看取し得るのであつて宗教方面に於ても如上の社會文化實現に大なる助長力を致さんと相互の調和協力を圖るの努力が横溢して居ることが見らるゝのである。

併しながら斯る努力が幾何の程度まで實際化して居るであらうか。考一考して甚だ心細く感ぜざるを得ないことが少からざるのである。翻つて我刑務界を通觀するに、前叙の努力と効果が比較的實際化されて居ると思ふのであるが我々刑務に従事する者は尙ほ大に新知識を養ふと共に堅實なる思想を養ひ、一層其責任の重きを自覺し飽くまでも自重して最善の努力と勇猛の奮闘を爲し以て刑政有終の美を濟すことを期すべきである。

先づ作業方面から

印南於菟吉

刑務行政の發展は中央當局に於ても随分頭を悩まされて居る様であるが、殊に財政緊縮の此頃に於ては一層の苦心を感じられること、想像せらる。而かも此内に在て昨年中の特異とすべき功績は作業技師を置かれた點である。作業方面の改善發達を希望せらるゝ精神は、此技師を置かれたり或は作業製品評會を催ふされたることに依つて略其趣旨を讀まれば隨かに其曙光を認めることが出来る。刑務所製品は市場に比して必ずしも劣等なりとは思はぬが、さりとて改善すべき餘地の十分あることは何人も認めるであらう。何れの國でも刑務所製品は月並的に頭丈で無粋であることを意味して居る。繊細な文化的の物は無い、併し我國が諸外

國に比して邦人の器用な手工を茲にも現はすと謂ふならば、如何に彼等は驚嘆するであらうか。曾て米國の知人ボイス氏は我刑務作業を批評して曰く收容者全部何等かの特技を發揮し手を拱する者一人だもなし。刑務所は即ち一大工場の觀ありと、如何にも米國人は不思議に思つたであらう。彼の刑務所の如く收容者の半分が勞作に従事するのみで、他は競技若くば「アイドル」に日を消する眼から見れば、異様に感ぜられるのも無理はない。我に於て更に一層精巧なる良品を生産して、市場品の模範たるを期せしむれば聊か以て工藝界に裨補するのみならず、收容者の幸福を所期し得べきであらう。併し讀者よ更に記せよ、米人は我國刑務所を指して一大工場の觀ありと唱ふ何と皮肉には感ぜられざるや、訓練教養の機關として未だ遠く彼に及ば

ず、我は先づ斯方面より手を染めて健實に、巧利的に、社會的に順次訓練の翼を伸ばさんと欲するのである。工業場の觀こそあれ、之は皮相の觀で其奥まりたる室には適才の試験室もあれば個性の鑑別室もあり、釋放後の相談所もある。我等は斯くして、刑務所本來の任務を完ふせんと近き數年の後に在るべきを期待する。

新年所感

根本仙三郎

曰く嚴肅なる紀律、曰く熱烈なる鍛練、曰く剴切なる教化、曰く深厚なる保護、曰く誠實なる處理、是れ行刑大家の吾人に訓へたる遇囚の綱領なり、而も嚴父の情、慈母の愛を兼備せる個人愛之に根柢して、始めて改善の達成を遂げ行刑の美果を收む

るを得ん、尙國家愛此個人愛の源泉たるに於て、始めて國運の進展を現ぜん、刑政の眞諦實に茲に存す。

阜陶の「刑期無刑」は不正の絶滅を表す。蓋し倫常の乖離を科刑の對象とするを以てなり、行刑は受刑者を改善し、法理化して無害處分を達したるを以て充分なるものにあらず、之を教養し自覺せしめ、倫理化して國家の有用なる一員となすべしとは近時の主張なり、行刑は受刑者の生活安定し罪科を再びせざるを以て満足すべきものにあらず、之を鍛練し活動せしめ、經濟化して國家に貢獻する良民となすべしとは最新の理論なり、行刑の目的は、犯罪者をして現在及將來に於て、國家に對し倫理上經濟上の協力を爲さしむるに在り倫理化、經濟化、實に行刑の要諦たり、誰か倫理と矛盾せる施設、經濟と適應せざる劃策を行刑の方法とし

て是認するものあらんや。

行刑は紀律の確立に於て義理の恪守たると共に、教養の遂行に於て人情の考慮なかる可からず、義理と人情、即ち理性と感情の圓滿無礙なる融合、茲に始めて眞の人間味の發露あり、而して嚴父の情慈母の愛を兼備せる個人愛、眞に此人間味を理解せしむべき樞軸たり。眞の人間味を發露し而も其人間味を理解せしむる行刑にして、洵に改善及教養を透徹すべきものとす、行刑の極致誠に此に在り、斯の如くにして衆情の平穩能率の増進自然に生じ、國運の發展と懷柔以て衆情の鎮靜を計り強壓と誘惑以て能率の向上を策するは、刑務の要訣にあらず、實に受刑を再びする釋放者が、前に從順勤勉の良因なりしもの少なからざるを見れば思ふに過ぐるものあらん、誰か釋放後國

家民人を毒毒する平穩なる衆情増進せる能率を擇ぶものあらんや。

予職を刑務に享け、之を懷ふて其届らざるを憫歎する久し、爰に初日を迎へ椒酒を斟み却て感慨を深ふするものあり、輒ち記して新年の所感とす。

困難に打勝て！

厨川生

行刑の仕事たる元より困難なるものなることは今更云ふの必要はないが此困難なる仕事をして所謂最終の美果を擧げむとして吾々刑務官は日夜汲々努力する處である。自分は常に釋放者に訓戒して曰く釋放後社會的信用を得るは最も大事にして其社會的信用を得るには大に努力を要する、社會的信用せざるは社會の責にあらすして皆自からの責である故に

社會的信用を得るに至ると至らざるとは一つに懸つて自からの努力に在り」と誠に難ひかなである。然し此訓戒の實行に努めて呉れる事實を知り得た時には行刑の困難に對する勝利者として誠に愉快である。釋放者に對し困難に打勝つことを教ゆるには先づ自から困難に打勝つべく努めねばならない。吾人刑務官は其仕事の困難と釋放者の社會的信用を得るに困難するに思ひ比べて益々仕事の爲めに努力し其の仕事の美果を收めねばなるまいと思ふのである。私は改春と共に此考の下に益々微力を致さむとするものであります。

問はれたからいふ

土倉 是 空

思想と實行とは常に不可分の重大關係をなすものである、刑政の事務

も又此所に鑑みる處あつてほしい。刑政とは、謂ふ迄もなく、社會統治の法である、それであるから、刑政の極致は、國家社會の時代相に順應して、人心の機微にシツクリと合致せねばならぬ。

社會の進歩に伴ふて、其所に現れる種々相は、一步進めば一步だけ次第／＼に自動的能力をそなへ来るものなるがため、社會統治の事項中これが進歩の積極的事項は、漸次分化し離れ去りて、社會の害惡を除去するに至るのであるから、我等相互の福祉を増進するやうになつてこそ始めて刑政の眞價が認識さるゝのであるまいか。

禮記の中に「禮樂刑政、其極一也」といふ言がある、裁く人と裁かるゝ人との、心と心が融合して、茲に本當の生命ある刑政の心核に觸るゝことが能きるのである。

人を離れて法はない、刑政の内容は人生の創造に基礎づけらるゝと共に、慈愛に即して行はれねばならぬ。苦惱が深ければ深いほど愛が深く愛が深ければ深いほど苦惱が深いといふ、「衆生安樂我安樂、衆生苦惱我苦惱」とは、佛陀慈心の究竟地である、刑政の任に當るものも、又此の妙趣に到達せねばならぬのである。

他は云はぬ、言ふても甲斐ないことだから。

行刑家の態度

菊屋 老 龜

我々のやうに、常に悲しい運命の人を對象として仕事をして居るものは、動もすると彼等を抑へて其場のお茶を濁さうとする心が出易い、教師などの立場でさへそれである、戒護等の立場に在る人は尙更此壓制

的態度に陥り易い事と想像する、無論これは悪い、道理に二つない以上、罪の人でも普通の人でも、事件を判く標準としては一に「道」によらねばならぬ、道の前には受刑者に頭を下げてでも耻ではない、それは道が尊いからである、受刑者に威張るといふ反面には上官に阿諛して勢力を貪らんとする心持が出易い、此汚れた心は食欲より生ずる、「少欲の人は詔曲以て人意を求むるなし、少欲を行する者は、心則ち坦然として憂畏する所なし、事に觸れて餘りあり」(遺教經) 予は修養標語として「觸事有餘」の四字を尊重したい。此處に人物の偉大さがあり、胸中常に清風が往來する、下に對して傲慢なるものは上に對して詔曲である、我々の理想は傲慢ならず詔曲ならざる中庸の處に道を求めて歩みたいのである、古人は人を治むるに道を以てした、

笞や劊を以てするものは外面的に抑壓しても精神的に悦服はしない、今日の行刑成績に改悛者の甚だ多からざる原因は果して那邊に存するか。

不定期刑と少年

受刑者

小林 實 然

少年法の適用を受けて入所せし受刑者は、最後の矯正手段に訴へられたいものであるから著しい不良性を帯びて居ることは勿論であるが、是等の受刑者に對し、長期の終了を待つて釋放せしむるが如きは、法の精神を失ふものであつて無意味のこと、言はねばならない。故に少くとも長期終了前に於て假釋放の手續を成し得る迄に行刑の成績を挙げねばならないことは勿論である、然るに彼等の中には、先天性若くは習慣性に基

く犯罪者や、或は低能に近いものも可なりあるがため、根本的に改善することは頗る至難のことであつて、長期の終了が目睫の間に迫つて居るにも拘らず、尙且再犯の虞なしとの斷定の下に假釋放の手續を履むことの出来ないのは誠に遺憾のこと、言はねばならない、さればと言つて改悛の實が擧がつて居るや否やに付て確實な見込の立つて居ないにも拘らず、只法の精神に副はんが爲に假釋放の手續を取るが如きは、元より當を得たものとは言へない。而して裁判官は不定期刑なるが故に、犯罪に對する科刑は多少重きに過ぐることも假釋放によつて救済の途あるものとして判決を下さるゝならばそれは刑務所に於て必ず改悛の實を擧げ得ることを前提としてゝ無くてはならない、然るに前述の様に長期の終了が差迫つて居ても假釋放の手續を履む

ことの出来ないものゝあることである。こうなると少年法の適用を受けたり或部類の受刑者は、犯罪に對し比較的重い刑を科せらるゝ事となりはすまいか、されば少年刑務所職員の一層努力を要すると共に、殊に教化の任にあるものゝ責任の重いことを痛感せずには居られないのである。

人間の改鑄事業

齋藤 涉

行刑は人間創造なり藝術なり罪の人を良社會民に改鑄するの事業なりと解す。管見此に生ず、只簡に過ぎ誤解を招かせむことを虞る。素より夢寐の嚆語のみ、有識者憫殺せよ一、教誨を教誨師の獨壇場たらしむべからず、須らく一世の宗教道德の前に開放せよ、沈滞を一掃するを得む。教誨師を煩瑣なる事務よ

り解放せよ、宗教家本來の面目を發揮せしめ、周圍の菩薩即教誨師たらんことを望む。

一、戒護の第一線は看守なり、看守の職務は見張にあらずして教護に在り、看守の素質低下による彼等の輕侮は、行刑大半の効果を没却せしむ。看守素質の向上と待遇の改善とは刻下の急務なりと信ず。

一、作業は教化の一部門なり、勞働即道德なり。収益は末にして主眼にあらず、作業能率の増進とは時間を延長することにあらずして一定時間内に於けるベストを意味す、無職者に對する授産は行刑當然の内容にして、保護者に轉嫁すべきものにあらず。

一、行刑衛生をして独自の部門たらしめよ、起て保健醫學的に臨床的に聊等のメスを俟つもの累々たるを見ずや。

眞劍の行刑

瀧水 玄痴

刑政は實務である、理論に走りてはならぬ、研究を怠つてはならぬ、乃至娛樂とあやまつてはならぬ。事實の實行であつて、眞實の教育である、眞劍である。ある假釋放者が、事情あつて再入して來た、其後頭出により面會をした。

處が、匿し持ちたる鋭利な鋏にて見る間に左手無名指を切り落し、淋漓たる指頭を差出して改悛を誓つたのである。私は此の事實に本當に教へられました。そして常に眞劍でなければならぬことを感じて居ります殊に刑務は社會に遠ざかつて居る様で、實は社會に接近して居る、否活社會共まゝである、仍て鶴の足の長きも龜の首の短きも、ともにく抱擁して教へ導くてふ心懸が大事で、

そこに刑政の實蹟か顯れて來ると思ひます。目覺めたる彼等の叫びに「折れたまゝ、咲いて見まほし梅の花」折れたまゝ、咲いて見ませう梅の花」其の希望の輝きはまことに麗しいものであります、今も今「花鳥にいま目がさめてこれまでの、朝寝くやしき春のあけぼの」と一首をのこして釋放されました。……折角の御來示、懇見と事實を列ね申上げます。

刑務所性格

秋 郊 生

社會に社會性格があるやうに、刑務所にも刑務所性格なるものがあらねばならぬ、無意識のうち何時の間にか、その刑務所に特殊な性格が出来て居る。その刑務所自体はこれを意識して居ないものが多い。偶々他の社會又は刑務所のそれと比較し

て始めてこれを認め得るのである。刑務所性格は刑務所を組成して居る人——收容者と職員——の性格の水準が即ちそれ等の性格の平均の現はれである。とり分け收容者を導いて行く職員がそれが、より多く現はれて居る。職員個々の性格が變がてその刑務所の性格となつて現はれて來る。勞働者社會には卒直ではあるが殺伐な性格があり、藝人社會には華美で輕浮な性格があるやうにそれぞれその社會々々に特殊な社會性格なるものがある。

官吏殊に吾々行刑に携はる者の仲間には自らこれに相應はしい性格を見出されなければならぬ。それが勞働者社會のその如く、藝人社會のその如きであつてはならぬ。若し殺伐、浮華な性格の現はれを見るやうのことがあれば由々しき問題である。吾々は自分々の刑務所の性

格が如何に現はれて居るかを深く鑑み、行刑との交渉に於ての影響をも考へ、その性格が吾々の社會の凡ゆる方面にビツタリと合つて居るかどうか、若し合つて居なければどうすればよいか、考ふべきことであると思ふ。

囚はれたる處遇

齋藤 信一

現代は法律の社會化といふことを基本とするが故に、行刑も亦因襲の殻を破つて社會化の道程を辿り、漸次刑罰的行刑より其面目を一新して教育的行刑に進みつつあるは、現代の處遇が之を雄辯に物語つて居ります。乍然直接收容者の處遇に携つて居る人々の内で、此の進化の趨勢に全く、無關心で依然として行刑は刑務所内の行刑であるが如き態度に出

づる人がないでしようか。
何故なれば社會善と認めらるゝ行爲が往々否屢々刑務所内に於て紀律と云ふ美名に隠れて違反行爲と見做され且所罰さるゝ事實の存するが爲であります。かく云ふと異様に感ぜらるゝでしようが、實際の處遇に當るゝ人で此の矛盾を体験せられない方は尠なからうと思ひます。勿論紀律の維持は之を完全にせなければならぬ事は當然のことであります。乍去實生活上善良行爲として助長せしめなければならぬ事項が、紀律と云ふ二字の下に、譯もなく汚名を被せられると云ふ事は、悲むべき矛盾では無いでしようか。處遇に直面せる人は常時鋭敏なる觀察力に依つて收容者の行爲を觀目判じなければならぬと思ひます。即ち處遇に直面せる人々の觀察判斷が紀律適否の尺度となるので有りまするが故に、

社會の進化と法律の社會化に注意し且實社會の世相と道念とに従つて、行刑と教育とを別個のものとも見ず行刑即教育と云ふ一元的の基本に立つて、處遇に當るなれば、前記の様な矛盾は、自然と取除かれそして行刑がほんとに社會化せられ、實生活に順應する所のものとなるであらうと考へます。是れは處遇上一寸感じたる事を極めて抽象的に記述したに止まります。

村長主催の歡迎會

兩村 信七

刑政に關する意見をとのことでありましたが新年のことですから肩の凝らぬ氣持よい事實を御紹介することに致しませう。

釋放者保護は須く刑罰然も徹底的でなくては駄目だと言ふことは常

に我々の申すことであります。今茲に御紹介致します事實は本人に取つては勿論であります。又世間如斯釋放者に對して理解を得ましたことは保護事業の上に取つて洵に結構な次第で眞に喜ばしいことであります。

昨年九月のこと假釋放となつた某は、其型朝私共の官舎を訪れ嬉しうに村に歸つての模様を語り、在所中の體を述べました。即ち其の語る所に依ると其の晩村では私の爲に集會があると言ふので、皆夕刻から村の集會所へ集まるので、私が歸つたから排斥の相談でもするかと、不安に驅られて居りましたら、豈計らんや、村長さんは私の爲に盡々集會を催して、青年團の人達や其他の人士に此者は村一番の可愛い者として交際してやつて下さい。又自警團にも消防組にも入れてやつて下さいと、親切に紹介して刑務所から歸つた者を排斥してはならぬと言ふ意味の

御話をして下さいました。

それら村の有志のお方がママ當分休んで疲れが抜けたら、儼か世話してやるから八百屋商ひでもしたら、宜からうと仰つて下さいましたから私は何も休む必要はありません。刑務所で軀を丈夫にして貰ひましたから、明日からやりますと言ひましたら、夫れでは車が無ければ儼の内のを曳いて行け、問屋にも話して遣ると仰いました。そして今朝は早くから懸々市場へ御同行下さつて問屋へ頼んで保証して下さいだったので、問屋でも安心して何でも持つて行け、勘定は月末でよいと仰つて下さいましたが、それは日々勘定することに致しました。そして序に此方へ御禮に上つて來ると申しましたら、問屋の主人が刑務所までは随分遠い内の自轉車に乗つて行けと言つて貸して下さいましたので、有難やら嬉しいやら夢ではないかと思つて居ります。又村でも村長さんが話して下さつたので出會ふ方が誰も彼も皆笑顔で、達者でお飯り

でお目出たうと言つて下さいますので眞に嬉しくありますと言つて涙を流しました。

自分も其の話を聞いて涙ぐましく胸が迫る様に感じました。そこでお前は仕合せ者だ決して今の思ひを忘れてはならぬ何處迄も眞面目に働いて、皆様の御同情に酬ひねばならぬと、勵ましてやりました其の後も度々教務主任や私共へ様子を知らして参りますが、段々と村の人等の信用も得て、貧いながらも幸福な日を送つて居る様であります。そして今後も間違ひはあるまいと信じて居ります。

それに就けても自分は思ひます。世間の多くの人が皆此様な調子で御世話下さつて、哀れなる彼等の上に幸多き日を送る様にして遣りたいものだと思ふ。又此者に就ては今一つ奇しくも目出度たい話があります。それは今を去る五年前大正九年のことであつた。當人か未だ二つか三つの幼い時分に轉んで打つた眉間の傷が縁となつて段々調べ

處遇の根本たり基礎たるべきものは

藤木 法林

行刑の目的が眞に教化にありとすれば、その處遇の根本たり基礎たるべきものは、徹頭徹尾、受刑者と刑務官との間に於ける心と心との一致融合にあらねばならぬ、然らざれば

如何にその表面上に於ける處遇が改善されても、單に恩に増長せしむるのみにてその實踐に於ては、何等の變化をも認むることは出来ないかと思ふ。十數年前と今日とを比較したならば、その處遇の改善に於ては著しき進歩を見るも、受刑者の氣分や態度に至つては、遺憾ながら此の變化の認められざるを痛感せざるを得ない次第である。

心と心との一致融合、夫は何故であるかと言へば、行刑の目的が教化にあるからである。「教化」只單に教化と言つて仕舞へば何ともない様であるが、眞劍に教化の實際に想到したならば、果して自分にその大任を全ふするの徳と力とを有するや否や慄然として粟を生ずる底の感が起るであらう。之を想へば、刑務官の任は眞に重且大なるものである。この困難なる仕事を成し遂げんとするに

を來し、何もかも人情風俗を異にせる他國の制度を其儘我國に齎らして改良進歩なりと思ふて居る傾きがあるのは、恰かも足を洗はずに新しい足袋を穿き替へたのと同様の感がある、於茲乎、我輩は思ふ、我刑務界に於ても、彼等途に迷へる不憫の徒を、再び正しき道に立戻らせんとするには、無論、鞭のみを以て、彼等を導き得らるべきものではない。「慈悲の目に憎しと思ふものぞなし罪ある身こそなほ憐れなり」慈悲即ち新らしき言葉の愛を以て彼等を迎へねばならぬ、此の愛に對しては何ものも敵するものはない、されどこの愛にのみ偏して鞭を用ゆることを閉却すれば、姑息の愛となりて、眞の愛とはならぬ、ソコデ「憎しとて打たぬものなり笹の雪」といふ古歌の如く、愛を以て彼等を鞭たねばならぬ、涙を以て刑罰の苦痛を彼等に

は先づこの大任を全ふせんとする刑務官の大勇猛心を受刑者に感徹せしめねばならぬ。受刑者の心は疑い深く至んで居る又疑い易い至り易い立場に在る、何彼につけて自分が赤い着物を着て居るから、自分に弱点が在るからとばかり邪推する、而して虚榮心が非常に強い。可笑しいほど強い故に先づ自から虚榮心を捨て、彼等の虚榮心を矯めねばならぬ、先づ自から疑心を捨て、彼等の疑念邪推を除かねばならぬ。心底を晒け出して赤裸々を以て對せねばならぬ斯くて受刑者は刑務官を信頼し刑務官は受刑者を憐念し相互の疑心を一掃して心と心との一致融合に出でたならば、必ずや教化の幾分にも實現せしむることが出来ることと思ふ。

與へなければならぬ愛の件はざる鞭は無慈悲にして彼等を指導するの途ではない、要するに愛を伴ひたる鞭と、鞭に伴ふ愛とは我等行刑官の根本義とすべきものである、宗教的古き語にて言へば、智恵と慈悲との妙用に外ならないのである、智恵なき慈悲と、慈悲なき智恵、とは我等行刑の職にある者の等しく誠むべきことである。此等のことは、決して新らしき思想にあらず先哲の教に繰返した言葉である。我輩は通譯として耳から聞いたことを口で傳へるだけの職にある者だから、所謂口耳三寸の學として先輩の嗤笑を顧みず何事も新らしきことに憧憬する今日に於て聊か感ずる處があつて此の新年號の余白を汚した次第である。

愛と鞭

二谷部人

先以て一鳴來復の新年を御祝ひ申ます。何でも新らしいものは一寸氣持のよいもので、古足袋を脱ぎすて、新らしいのと穿き替へ、年始廻りに出掛けるときの心持は、何んとなき氣が清々とする、が然し此の新らしい氣分は古い氣分から生れて來たもので、古いものは悉く悪くて新らしいものは皆な善いものだとは言はれない、古いものに善いものもあれば、新らしいものにも悪いものがある、我國の宗教道徳は、決して新らしいものではないが、善いものが随分澤山にある、孔子も「溫故知新」と言ひ、西洋の語にも「古きより新らしきはなし」とさへ言ふて居る。之にも拘らず我國にては近來益々西洋熱に浮されて、物質文明の輸入超過

吾等の希望

渡邊賢

一、今日の保健技師、技手の任務は、疾病治療を主とすべき時期に非ざるは論を俟たざる處にして行刑界に於ける一大要素たるを失はざるを確信するものなり今や多少の憾みなきにあらざるも治療藥品の使用範圍擴張醫療器具器械の普般的供給等着々改善せられ吾人の研究資料を豊富ならしめられたるは大に感謝する處なり

二、行刑界に於ける行刑衛生が作業戒護と密接なる關係にあることは又喋々を要せざる處なれども由來醫師殊に刑務界に於ける保健技師技手は多年の因習に依るものにや政治的、法律的智識甚だ缺乏し居るやの感あり、爲めに主管以外の事に關しては口を緘して意見の開陳

又は發言し得ざるもの多きが如し之れ果して行刑の運轉上唇齒輔車の責を全ふし得るものと謂ひ得べけんや嘗て憲法記念館に於ける國手會發會式に於て後藤新平氏は「醫師の中に政治に干與するは自己の天分ならざる如く誤解し居るものあり此誤解は延いて醫師自身の不幸と爲り民衆の不幸と爲つた醫師は決して單なる病人の治療者でなく其天分は實に國家民衆と云ふ大なる患者を治癒すべき天分を有するものなり」と論じられて居る。余は全く之に共鳴するの一人にして今日の吾人が今少しく政治的法律的手腕の涵養あらば行刑上に於ける車の兩輪は更に其速度を増すべしと思ふ故に當局に於て意を茲に用ひられて講習又は其他の方法に依り吾人醫師の頭に法律學的智識の注入を望むこと切なり。

三、陸海軍に故ける軍醫府縣廳に於ける衛生課長防疫官等此れ等しく醫師にして専門學校出身者其多くを占む然かも待遇官に非ずして本官なり。吾人保健技師も亦醫學校出身者其多數を有し、等しく醫師にして、醫學上習得したる智識經驗等何等異なる處なし、然かも待遇官なり。此れ其の主務省を異にするも雖、彼に厚く是に薄き感あるものなり。宜しく速に經費の許す範圍に於て。官制の改正を爲し、本官に向上せしめられんことを望む切なり。若し精神病學、行刑衛生學或は法律學等に於て缺陷あるものとせば、充分當局に於て指導鞭撻の法も講ぜらるべしと信ず。殊に近來作業技師なる待遇官の生るゝに當り各刑務所に於て其下に判任官たる看守長あり技師は其主任たるも事實上の主任は判任

官たる看守長が之に當ると云ふ面白き現象を呈せざるやを恐る。然かも作業技師は夫々専門學を修めたるものなれば、余は此際保健作業技師共に待遇撤廢本官向上を望むものなり。

四、將來の理想にして速力に實現を望むものに非ざるも醫學は神聖然かも専門學にして、醫術上の施設方針等は所謂醫學者ならでは、何人も徹底する能はざるべし。されば今日單科大學として商科大學の一大學あるのみ、醫科大學なる單科大學は其數殊に多し。此れ所謂獨立せる學科に依るならん。この見地より我刑務界に於ても眞の理想行刑衛生を遂げんとするならば、醫務は之を獨立せしめ豫算其他一般の行刑事務は直接主務省の監督に委すべきものなりと思惟す。

ラヂオ教化に就て

S H 生

收容者の教化資料として蓄音器及活動寫眞をも用ゐられて居るのであるが、更に一步を進めてラヂオを加ふることゝしては如何であらうか。現在東京大阪名古屋各放送局のラヂオは修養機關教育機關報道機關娛樂機關等として一般に推賞せられ、就中大祭日及日曜日に於ける放送は名士に依り、大祭祝日に因ある講演又は思想善導其の他修養に關するもの多く、從て内容も豊富であるから、演題を選択し之を收容者に聴取せしむるに於ては、教化上相當の効果を奏することゝ信するのである。殊に式典等に際し講演者を招聘するに不便なる地方に在りては、一層好都合ではなからうか、又一面作業獎勵若くは階級處遇の一方法として種類を

限定し、紀律に害なき音楽其の他の聴取を應用するとせば、従來行はれつゝある施設に比し一段の光彩を放ち重要な一項目とする事も出来るであらうかと思ふ。而して聴取機の設備及維持に付ては格別多額の費用を要せず、經費處理上にも著しき影響を來たさない見込であるから、其採用せられむことを望み敢て茲に之を提案する所以である。

静岡刑務所の主要作業

安原亮治

當所の主要作業は洋紙の抄造でも其設備は最新式で大規模であると思ふことは、私が参ります以前より耳にして居ました。來て見れば工場外には約百石も容るゝかと思ほしき高架式タンクは場外高く空中に屹立

し瀝瀝場には三百馬力もあるコルニエツシュ式の瀝瀝二臺が据付けられ工場には長網式の抄紙機械を始め其他の附屬装置は遺憾なく完備して盛に動搖めいて居る。恰も社會に於ける大工場たるが如き感があつた。如斯洋紙抄造作業が著しく進歩發展し機械化するに至つたのは上局の指導と直接經理の任にある所長其他の協心戮力宜しきを得たことは勿論である。

聞く所に依れば該工場は大正十一年の新營にして竣工と同時に機械の運轉を開始したのである。爾來多少の蹉躓は免れざりしも概して稍順潮に經過し順次相當生産率を増加して來たのである、然るに社會一般の不景氣に伴ひ當業者は漸次値下げを行ふの不況を見るに至りたるも如何せん、民間に於ける價格に對抗するを許さざる事情あり、爲めに生産高に

對し配給力の及ばざることありしは、頗る遺憾とする所であつた。偶兒島所長は當所とは姉妹刑務所と稱せらるゝ高知刑務所より來任、夙に茲に見るありて早速製品の賣却注文及發送手續等を規定して、取扱の迅速と正確とを期し、又從來發行の刑務要報を改題して、官業月報と稱し、努めて簡單明瞭を主とし、専ら毎月於ける洋紙和紙加工紙印刷紙の品目生産在庫數及價格並に運賃に至る迄、悉く網羅して注文に便ならしむる等、外觀と共に大に其内容を改め、廣く配付して大々的宣傳に努めつゝあり。又諸官公署や諸會社等にして多數購入を要する見込あるものに對しては、特に吏員を派遣し或は自ら交渉して多數の注文を受け、或は將來を特約する等銳意熱誠以て販路の擴張を圖られたのである。今や從來配給し來りたる諸官公署の

外、更に廣島名古屋東京宮城札幌の各遞信局部内に於ける郵便官署は、殆んど一般的に涉り漸次注文の増加を見るに至つたのである。斯の如く漸次販路の擴張に伴ひ從來の長網式抄造紙のみにては、供給上支障を來すの虞あるを慮り、兒島所長は特に本省に具情し、速に認可を得て、更に丸網式抄紙機械を増設して、需用供給の圓滑を圖らんことを計畫し、豫て工場改築中なりしが、愈々豫期の如く竣工し、舊臘機械其他附屬の裝置を完整すると同時に運轉を開始するに至つたのである加之洋紙抄造に付ては近時更に徹夜作業を開始し和紙抄造と相俟て大々的生産率を上げ、以て當所の主要作業をして大に意義あらしめんとの計畫である。

配給して貰ひたい

寺澤政郎

刑政に關する管見の一片を左に記述して御來意に御答へ致す事にす。

近時事務簡捷や經費緊縮の聲喧しき折柄なれば其邊を考慮の下に左記數項は恐らく可能性を有して此の趣旨に合致するものと思料せり。

一、司法省にて規定せる一定の用紙類は一切特定刑務所にて調製各刑務所に配給することを既に實行せる收容日表の如し其範は遞信省其他に在り

二、此の旨趣に則り看守長看守及傭人等の被服類も同様配給するを現に實行せる看守帽の如し其範は鐵道省に在り

三、各刑務所需用品中の主要なるもの例へば米麥薪炭其他副食物の一

部の如き可成購入便宜の地にて購買配給すること

四、最近實施せられたる藥品の例により探定レコードの配給亦不可能ならず

右はほんの一二の例示なれとも見方によりては非常の利益なることと相信す。

「長期者の轉所」と

「收容者の發信」に就て

尾原 靜 乘

一、長期者の轉所に就て
長期刑が同刑務所に於て執行を受けつゝある中に於て

一、健康上、作業習得上、教誨及教育上、すべての點に於て極めて順調なるもの

二、健康上又は家庭の關係上、又は

周囲の關係上、又は精神狀態の方面に於て順調ならざるもの

○前者にありては如何に長期刑と雖も毫も轉所の必要なきも

○後者にありては本人の爲めにも刑務所の爲にも轉所する方、適當有效なりと思料せらるゝ場合あり

此の場合、境遇及精神の轉換を期する教化上の一方法として轉所を爲し得る途を開かれん事を望むや切なり

二、收容者の發信に就て

收容者が非親族へ發信を出願する中には、故舊又は宗教家等に對する極めて必要な場合あるも、又た刑務所を背景として、有種の強要を爲すが如き不誠意の場合なきに非ず。

殊に被告人に在ては發信の制限寛大なるを利用し知名の人士へ書信を亂發して先方に迷惑を掛くるが如き場合尠からず。

一枚の端書で

千 輪 生

貴誌改題以來其の面目を一新したることは今更贅言を要しない所で斯界の爲め誠に慶賀に堪へぬ次第であります。

而して御照會の件に付ては殊更申述べる程のともありませんが看守諸君を初め實務家一同に依つて實感せ

られ考案せられる實務上の問題に關する意見を大々的に記事論説流に起稿する勞を省略し、一枚の端書を以て簡明に無遠慮に投稿發表してお互に研究を重ねることの出来る研究欄(名稱は何とでも宜しい)等のものを創設して頂いたならば理論的資料の豊富なる貴誌にとり家庭欄と共に錦上添花を添ふるものではなからうかと愚考して居ります。尤も該欄への投稿は都合上強て職務ばかりに限る必要もありませんでせう希くは各位の御一考を仰度いのであります。

内容は實務の參考

と修養とを主として

小笠原覺雄

今日の『刑政』は其の前身協會雜誌時代より餘程學究的となつた事は、

確かに一段の進歩發達であるが、更に會員並に讀者諸子の『刑政』としたと思ふ。その理由は會員並に讀者の大多數は、刑務所職員ではなからうか、其の會員即ち讀者をしてたゞ研究心を養成せしむるばかりでは物足りない。更に進んで趣味の向上と修養と、參考に資すべき材料を集積するやう力を用ひられたならば、一層その効果は多大であらうと思はれる。

此の目的を達成せしむるにはたゞ編輯者のみに任せず、會員各自も進んで資料を集輯通報するの責あることを自覺せねばならぬ、通報することとは一種の快感ではなからうか。今後掲載されたならば効果あると思はれるものは、

(1) 刑務界に於ける故人又は現存者の行刑に關する苦心談及び其の逸話の類

(2) 刑務行政に關する沿革及び其の事實談の類

(3) 一般職員の參考となるべき地方の教訓的事實の類

(4) 有益と認められたる各自の實驗談の類

(5) 地方に於ける特殊の行事及び傳習の類

などは、その重なるもので其他は各自の隨意である。

更に希望したいことは

(1) 叙任辭令欄の擴張……現在では判任官以上の任免其他であつて、判任待遇者の任免を知る途はない、依て刑務所長の専行にかゝる保健技手、教誨師、教師、作業技手の任免轉動の場合には、各刑務所より異動の都度報告せしめ、之を掲載することに改め一般の便利を與へられたい。

(2) 統計欄の擴張……現在では全國

刑務所職員の現員數は之を知る途はない、依て年二回の現員現給調(本省へ毎年四月十二月報告の分)を基本として、更に高等官判任官を加へて全國各刑務所職名員數一覽表(雇員庸人を含むもの)を附せられ、毎年二回刑務所の現勢を周知せしめられたい。

刑政記事の内容及

編纂に就て

藤 木 法 林

現在に於ける刑政記事の内容に就ての一般的批評は、

一、翻譯物が多くて讀む氣にならな

二、

一、高尚な理論ばかりで、一寸見出しを見たばかりで讀んだことがな

三、

一、餘りに専門的で無味乾燥である
一、實際と懸け離れて、直接參考にならない

の如きものである、予の意見としては、今少し記事の内容を改め、編纂の方法を、雜誌現代又はキングの如き、成るべく雑多の有益なる記事を網羅し、刑政一冊を繕けば、行刑上の實際に直接參考となるべき、例せば醫務教務戒護作業文書用度會計の立場より見たる受刑者、又は實驗談等の記事を豊富に其他信仰談修養談動檢養成創柔道詩歌俳句等に関する記事に至るまで網羅し、行刑上に關する質疑應答欄を設けては親しく之を指導するてふ如き記事と編纂の一大改良を施したならば、刑政の面目を一新し、自然行刑の進歩を見るに至らんかと愚考す。

寄稿者諸賢へ

感謝のことば

「刑政」新年號を飾るため、甚勝手なお願ひしましたのに對して、年末御繁忙の折柄なるにも拘らず、早速各方面に干する御高見をお認め下され御惠稿に預りましたことは感謝に堪えざるところで御座います。之も偏に諸賢が「刑政」をお愛し下されたの事と同人一同喜んで居ります。何うか今後ともよろしく御援助のほどをお願いいたします。尙、切に間に合はなかつた爲に二三號に廻延いたしました玉稿もありました。どうか不悪

編輯部 同人

海外 時報



第九回國際刑務會議狀況

(Der IX Internationale Gefängnis-kongress in London)

ライプチヒ大學教授 ドクトル エクスナー

Professor Dr. Exner, Leipzig

本年(一九二五)八月四日—十一日ロンドンに於て開催

せられたる第九回國際刑務會議に就ての詳細は決議事項の公にせらるゝを待つて初めて詳論せらるべきであつて茲には外部の経過狀況について述べようと思ふ。

それは眞箇に國際的と稱すべきで、世界の各地から刑事學者が集つたのである。委員を派遣したる國家は五十五に及び、交はされた國語は二十七種の多きに及んだ。獨逸側からは共和国、プロイセン(普國)、ザクセン及びハムブルヒ市よりの委員、並びに個人として

二三の實務家及び教授が列席したのである。

會議は、這回の會議の意義を釋明し、且つ將來に於ける英國の行刑政策のプログラムを開陳した頗る暗示に富んだ内務大臣 Sir W. Johnson Hicks 氏の演説によつて開かれたのである。そのプログラムの一つを茲に挙げるとヒックス氏は將來犯罪者は決して刑務所に收容することなく、必要避くべからざる場合に於ては教化上の効果が收容せる初犯者に及ぶまで刑務所に在らむべきであると説いてゐる。即ち初犯者に對

する總ての短期自由刑の廢止 (Die Abschaffung jeglicher kürzeren Freiheitsstrafe bei Erstlingsverbrechen) であつて、かゝる原則を政府側から提唱するゝのを聞くとさふことは頗る意義の深い出来事であると云はなければならぬ。

會議は一部は總會 (Vollversammlung) に於て、一部は部會 (Sektion) によつて行はれた。Sir Ruggles-Brise 氏の議長たる總會に於ては部會に於ける決議事項に關し採決をなすのみならず、大抵はイングランドの公的生活に於ける重立つた人々の可成長い提出案が伴れてゐた。會議に列席したものに専門家としても、且つ廣く人間的の立場からも興味の深かつたのは Asquith 卿、Haldane 卿、Lord Chancellor of England (大法官) Lord Chief Justice of England (大審院長) 等の如き人々が「刑罰の意義」とか「不定期刑」とか其他の一般的の通俗な内容を有つた行刑問題について論ずるのを聞くことであつた。

會議の重點は勿論部會に存するのである。十三箇の問題が此部會で議せられたのである。部會は三種に分かたれてゐて、第一部會では合法主義 (Legalitätsprinzip) の制限、短期自由刑に代るべきもの、不定期刑

(unbestimmte Verurteilung) の如き立法に關する事項を議し、第二部會は特に執行 (Vollzug) に關するもので、保安施設 (Verwahrungsanstalt)、犯罪人の分類並びに精神診査 (psychologische Untersuchung) の如き問題を、第三部會では保護監視 (Schutzaufsicht) 猥褻文藝の取締、精神缺陷者の處遇等の如き狹義の犯罪防止に關する問題が取扱はれたのである。這般の會議に於ては、各國の理論家及び實務家によつて論述せられた數多き意見——時として一問題につき一ダース以上に及んでゐる——が會議開會以前已に會議列席者に配布せられたるにより、準備手續は頗る科學的に根本的に運ばれたのである。討議は非常に有益なものであつた。一例を挙げると、第二部會に於てはベルギー特にアメリカの委員が吾人が獨乙に於ては今迄單に仄聞したに過ぎなかつたような行刑に關する最近の改良並びに經驗を報告してくれたのである。イングランドに於ても未だ疑を懐かれてゐる不定期刑の問題に關しては、議論百出で歸結する所を知らなかつたが、終に不定期刑の原則は之を採用すれども、その運用は各國の國情に應じて手加減すべきであるといふ妥協的な決議に到達したのである。

然し、此度の會議の意義は此等の理論上の討論に盡きてゐるのではない。英國政府は參列員をして更らに英國に於ける行刑の實際を遍く視察するの便宜を謀つてくれたのである。當時英國政府は會議のない時間にロンドン附近の刑務所を參觀する人々の爲めに自動車を用意してくれたばかりでなく、イングランド並びにスコットランドに於ける總ての重要な刑務所を巡覽するために八日間を費した旅行に八十人の參列委員を招待してくれたのである。お蔭で我等はイングランドの南端ワイト島から、殆んどスコットランドの北端に及ぶまで、各地に種々の行刑並びに矯正施設を視察するを得たと同時に、異つた都邑を觀み、古き城砦を訪ひ、合せて風光の美を樂しむことができたのである。而かも到る處の刑務所は快く我等を迎へて一切を開放し、詳細なる説明を與へ、受刑者との會話をも許可してくれたので、此等の視察は一層効果の多いものとなつたのである。實際我等は多くの事を學ぶことを得たのである。斯うは言ふても固よりイングランドの刑務所が常にドイツのそれに勝つてゐるといふのではないが、然しながら我等は到る處に、模範とすべき進むで已まない努力、即ち英國行刑制度に所謂「新しい

るものである。固よりドイツにも知られてゐる *Howards League* (かんごく改良家チオン・ハワードを紀念するための受刑者保護団体) の文化的なかんごく改良事業については茲に特に言ふまでもないのである。

終りに、我等の長く記して忘れないのは官場並びに私人側より我等に與へられたレセプションや夜會の花々しさで、特にウォーラー氏及びポルヴィス卿の長たるイングランド及びスコットランドの *Prison Commission* (特に王の任命による刑務檢閲委員) 諸氏の我等各員に示してくれた厚意は謝するに余りあるのであらう。

茲には多くを語る暇がないが、只た一事の告ぐべきものがある。我等ドイツ人はチオン・ハワード以來わが行刑制度が外國特にイングランド並びにアメリカに負ふ所の少くないのを知つてゐるのであるが、我等は將來に於ても同じく他の考ふる所、他の試みた處のものより學ばなければならぬことについて、這回新たに感銘を深くしたことである。然しながら思想交換のための這般の會議に於て單だに受くる者たるに止まらずして、同時に與ふる者たるを得たるは、いさゝか我等ドイツ人の誇るに足る所であつて、かくして將來共

精神」(“New spirit”) を看取せないのである。例へば常習犯人のための留置場 (*Detentionanstalt*) として建てられた獨特の *Camp Hill* 刑務所の如き、全く従来の懲役場 (*Zuchthaus*) と何等類似の觀を呈してゐないのである。或は、六月月以上の禁錮に處せられた改善可能な犯人を撰擇して收容するウェイクフィールド練習所 (*Training-centre Wakefield*) の、巧みに考案せられたる作業教育の熱心に教へ授けられると同時に刑務官教養のための一種の模範刑務所として役立てる如き、或は新設の未だ完成せられぬが「外壁の無きかんごく」(“Prison without walls”) と稱せらるる *Edinburgh* 刑務所の如き或は又た、作業終業後所内に於て一般公衆が進んで受刑者と共に、作業指導の下に體操、討論、音楽及び講義の(課程)にあづかる、自治組織のスコットランドの *Peterhead* 懲役監の如き、吾人を啓發する所少なくないのである。更らに我等はイングランドに於ける公衆の行刑事業に與へる協力の如何なるものかをも知り得たのである。茲處ピーターヘッドだけでさへ毎年三百人の訪問委員 (*Visitors*) 及び百人の教師は何等の報酬を受けないで受刑者の福利のために働いて

同の目的を達成するが爲めに共同の作業をなすことは吾人の希望して已まなす所である。

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 15 September 1925)

世間が捨て、はおかぬ

東京高輪警の飯屋巡査が例のビス健の兇犯に斃れた——その立派な殉職に對して、諸方面からの同情は大したものであつた。葬儀のことから、遺族扶助のことから、新聞でも彼の行爲を堂々と書いた。職に殉ずると云ふことはすべての職を奉ずる者の理想である。自らの天職に身を殉ずるのは本復たなければならぬ。がしかし此頃の世間はなか／＼と云ふではない。殊に役人には役人相性と云ふものがあつて、なるべく無事平穩にお定まりだけの勤めをしてゐさへすれば、恩給年限にも達する。こんな考へてゐる人には殉職などは「大災難」だらう。しかしこの頃のやうな世の中でも、よいこととはよいに違ひない。立派な行ひは賞めるのが人情であり、人道でもある。感心なことをすれば人が捨て、はおかぬ。それは立派に今までの事實が證明してゐる。立派なことをして「いゝさまだ」とすましてゐたことがあるか。人みな之を賞揚し、自ら善後につくものだ。よいことはしたいものだと思ふ。

This Reformation Business

by Convict 49,068.

見よ箇の感化事業

この一篇は合衆國オハヨー州立刑務所収
容中の受刑者 49,068 號 (Convict: 49,068)
の筆になつたものである。

私は今オハヨー州立刑務所 (Ohio Penitentiary) の六尺に八尺の居房に在つて、此の文章を書いてゐるのである。音楽入りのベルはたつた今鳴つたばかりである。ハーモニカや、ピクチャー (蓄音器) や、マンドリンが入り亂れて全速力でお互に我勝に鳴りひびいてゐる。

階下の棟からは、例年の通り刑務所内で行はるゝホリーズ (ニューヨークの興行區ブロードウェイに在る美人手踊) の稽古のために、Chorus Girls (踊り

娘) を居房から擲り出してゐるのか聞える。其内の二人は殺人犯で、一人は銀行強盗、其他は、普通の掬兒こそこそ、がん札使ひ、それから酒類密賣人で、これが一番多い。

この騒ぎのすむのを待つて、この房に坐つてゐる時に——あの騒ぎで、何が書けるものか——私は我々の「生徒」(Alumni) の一人であつたほん物の作家の故人 O. Henry (有名なるアメリカの小説家) の事を思ひ出さないわけには行かない。そして彼が今若しこの刑務所に非公式に尋ねて来たならば、今日のオハヨー・ペンテンシアリーが、彼が 30,664 號の生徒として知られてゐた昔の Alum Mater (母校) と同じものであるとはとても信じることはできまいと思ふ。先づ第一に習慣の力で、彼が〇〇〇號の棟の彼の昔の「アパートメント」(室) の方へ足を向けたならば、彼はその室が、西行の郵便列車の進行遮断を始終やつてゐた古なじみの同房者の Al Jennings の代りに、文章を書いてゐる一人の男によつて占領せられてゐるのを見出すことだらう。それから次に、彼が階段を下つて歩いて行つたなら、彼は容易に、誤つて職業學校に落ち込んだこと、想つたかもしれない。何故と曰つて、それ

が今日のオハヨー刑務所其者であるからだ。これも皆んな典獄のトーマスと教誨師のリードとの盡力のお蔭である。

そして、南北戦争の時ゼネラル・モルガンが地底にトンネルを作つて逃げ出した、その同じ古い穢い建物の中にオー・ヘンリーは或る者が魔杖を揮つて、忽ちにして、まづくらな物凄いかん房 (Prison cell) を思索と教訓とで、人々の改善せらるゝ私立學校の教室に變ぜしめたような、驚くべき變化の生じたのに氣付くことであらう。彼は其處に、ブラシを手にして、署名偽造の代りに劇場の入場券の文字を書いてゐる「能書家のパーシー」(Percy the Penman) や、鑛石の研究をしてゐる舊の同房の「シルクハットのハリー」(Silk Hat Harry) を見出すであらう。尙ほ、舊式の洗濯板の目のように皺のよつた額をしてゐる。氣のふれたビートや、金庫破りのチェリーが、正方根や立方根のむづかし問題に没頭してゐるのや、「二挺ピストルのマイク」(Two Gun Mike) や、掏摸のシオーティが一生懸命でフランス語で詩を作つてゐるのを見出すだらう。そして最後に、オー・ヘンリーの好奇心が満たされてから、一體彼等は何をしてゐるのかと問

ふたことなら「馬鹿、勉強してゐるんだ。あつちへ行け」(Learnin' somethin, ohump, Gwan, git away from here!) と S や答へを得るだらう。

これが起つた變化なのだ。つい二三年前から、看讀書籍のものを取扱つてゐるチャブレン (教誨師) のリードは、受刑者の多くが圖書室で専門技術に関する書籍を抜き出しては、三日の内に返してしまふのに氣がついてゐた。自分も研究好きなので、此等の書物がそんな短時間で、消化し切れるものではないのを知つてゐるのである。しらべた結果、新聞紙で "masher mind" (えらい) と譯はれてゐたにも拘らず、受刑者 (Prisoner) の三割二分 (三十二パーセント) は讀むことも書くこともできず、四割七分は小學の三年級までやつたのを、教育があると自慢してゐる者共であることが分つたのである。此人達は皆な智識に餓えてはゐるが、研究の方法を知らないでゐることを知つて、チャブレン・リードは彼等にその方法を教へてやらうと決心したのである。

で、或る日彼の助手なる比較的教育のある受刑者を事務室へ呼んで曰つた。「おい、工場や Mill House (作業に就かず坐食するものを收容する處) には學校へ

行かなければいけないものが澤山ある。然し彼等を入
れる室がないから、私は一つ學校をこしらへようと思
ふから手傳つてくれ」「何時から始めるのです」と答へ
があつた。かくして我等の行刑施設史上、かくく改良
に向つての最も實際的な試みである。オハヨー・ベニ
テンシアリーの「壁内通信學校」(The Intra-Wall
Correspondence School)が生れたのである。

初めは僅かな課目が謄寫版で配はられて、生徒も半
ダースにも足らなかつたのである。然しながら、「學問
の航空案内者」(“de sky pilot's dishing out leat-
hin”)とス・エニースが、野火の如く廣い刑務所内に
廣まつたので、數週の内二百の生徒が講義に加つて
尙ほ外にも加入を迫つて已まないのが多かつた。

この新しいシステム(組織)は僅かの間に之を利用す
る人々に非常な進歩を示すに至り、終にワーズデン(典
獄)トーマスの注意を惹き、氏をして出來得る限りプ
リズン内に之を普及するようにとチャブレン(教師
師)を勵し助けしむるに至つたのである。三千の受刑
者(Prison population)の一半以上が彼等の課業に忙
しかつてゐたのは已に久しい以前で、課程も小學校
プライマリー (Primary school) や大學 (University) で教へられる

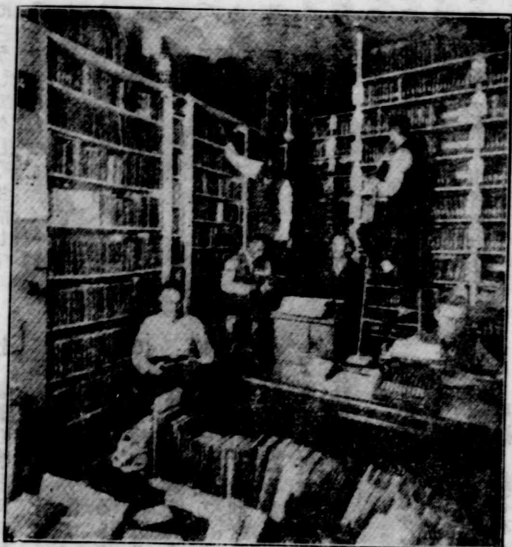
凡ての科目を事實上包含してゐるのである。
チャブレン・リードの面倒が起つたのは、此の時か
らであつた。此等の生徒に筆紙書籍を給するのは非常
な出費で、その使途に充る金を彼は一文も有つてゐな
いのである。どうかしなければならぬ。でチャブレ
インは九十日の休暇を請ひ、之を得た後、基金を得る
ために州内の巡回講演を初めたのである。

チャブレンの前に、クラブの前に、慈善團體の前に立
つて、彼はプリズン・ウォール(外壁)の裏の生活を在
るがまゝに述べたのである。彼は病的な周囲、陰惨な
居房(Cell)の有様を言語で細かに描き出したのであ
る。チャブレンは言ふたに違ひない。「受刑者の九割
はいつかは社會へ歸つて來るのである。問題は、彼等
がれつきの惡黨となつて歸るか、それとも、教育によ
つて外部の世界での有用な仕事に適するようになり善
き人となつて歸るか、何れを貴方は欲するかといふこ
とである」。こんな風に到處で訴へて終に千七百人の
生徒の需要を満たし、且つ高等の教育を受けた三百二
十人ものゝために有用な職業に關する完全な講義を
受けしむるに十分な基金を募集することができたので
ある。

その時以來潤澤な寄附金が集まつて來て男女感化監
に此の學校を設けるに十分であつた。然し、此の
寄附金の内先日到着

した汚れた、皺のよ
つたダラー紙幣位人を
感動させたものはな
かつたのである。小
供らしい亂筆で書いた
手紙にかうあつた(少
しばかりです。然しこ
れだけ得るためにはぼ
ろやくづを賣つて儲け
なければならなかつた
のです。私の兄さんは
かんごく(Prison)にいま
す。これだけでも彼を
善い人にする足しにな
ればいゝと思ひます。)

この學校がどういふ
ものかといふことを讀者に理解させるために、茲に我
等の日々生活の大體を記して見る。我々は朝六時に



ハオニニ書藏
州一州立刑務所圖書室
ニ〇〇冊凡て寄贈する

起床し、終日工場で働くか、さもなければ仕事のないた
めに數百のものか、仕方なしにアイドル・ハウスで坐

つてゐるかした後午後
四時半には太鼓か鳴つ
て (in our Drums)
再びかん房に入れられ
るのである。八時半に
電燈がつく、日曜日に
は喫飯時と禮拜堂に在
る僅かの間を除いて、
我々は終日をかん房で
暮すのである。考へる
ある人は自分の犬すら
入れはすまいと思はれ
る、彼の汚いセルであ
る。そのかん房の多く
は日の光りは射さない
のである。凡ての希望
を失ふことなしに、殘

忍になることなしに、復讐をたくらむことなしに、ど
うして、久しくかゝる環境の中に生活してゐられよう

か。数日時には数週爲すべき何事もなく、物思ひに沈みつゝ、長き木のベンチに終日坐つてゐなければならぬようなアイドル・ハウスにどうして久しく生活してゐられよう。落膽せず、それでなければ、堅く復讐を誓ふことなしに、いつまで其處に坐つてゐられよう。そうなるのは當り前である。普通な人間の考へ方をさせようと思ふなら、普通に生活させなければならぬ。

此の學校は「涙の産物」(“Sob estate”) ぢやない。一箇のビジネス(事業)である。プリズン其他の之に似た施設にうるさくやつて来る例のセンチメンタルな「泣き女」(“Sob sisters”) や、「おしやべり男」(“Gush brothers”) は、始終何か我等のために行りたがつてゐながら、實際いつも何事も爲し得ないで終るのだが、刑務職員は決して、彼等に欺かれはしないのである。我等を欺くこともできないのである。我々の要求する所のは實際役に立つものだ。甘やかされることではなす。

このシステムの下に、今までは自分の身の上を思ひわすつたり、或は不逞(“Hard-boiled”) な犯人一丙種(How many “Peters”) 射ち殺した

か自分の仕事として自ら爲すべきことである。然しなから彼等はこのプリズン初まつて以来の厄介な手にをへない受刑者の幾人かを立派な生徒とし、更に教師とさへすることができたのである。これ程の事を成し遂げた人なら、狭い滑りやすい遷善の路をたどつて行く我等を支へてくれるために、如何なる立法よりも多大の事功を挙げ得たと言つていいのである。

例證を挙げるとスパイクの例がある。スパイクは普通世間で常習犯(Habitual criminal)と云はれてゐるものであつて、彼は僅かに二十六才であつたが、その十七年間は殆んどプリズンで送つたのである。一時房を同じふした事があつたので、彼は幾度か自分の経歴を語つた事があつた。彼は自分の母親を知らないのである。——母親は彼を生むと直ぐ死んでしまつたのである。其上に父親はスウィッチ・エンヂンに觸れて命を殞したのである。丁度其時彼は八才になつてゐた。それから二年経つて勤業學校(Boys' Industrial School)——少年刑務所(に收容されたが、爾來引きつゞいて州の御客となつて刑務所にゐるのである。

花崗石のこの古い四角形の中には手にをへない強情な「馬鹿者」(“Mugs”) がゐたが、彼は就中ひどいの

とか、幾度こそこそ(“Soft touches”) を働いたとか話すのを聴いたりして、費やしてゐた長い退屈な時間を、職業の學習に捧げることができるのである。而して釋放後若し尻をたゞかれる(“Bun's rush”) のでなく、その職に勞働すべき公平な機会が與へられたならば、刑務所へ入るものも少くなるわけで納税者も今までより負擔が軽くなるわけである。

しばらく問題をはなれて私は前の土曜日起つた出来事を語つて見よう。その出来事は所謂かんごく改良家なるものが、受刑者並びにプリズンの實際についてどの位知つてゐるかをよく説明するに足るものである。我々は丁度豊食に就いてゐた。禮拜堂の勤行に列つてゐた訪問者の一團が食堂(Dining room)へ入つて来た。

「まあ、皆んなナイフとフォークを持つてゐるのね」と其の中の一人の女が目を見血のようにして叫んだものだ。すると私の右隣にゐたひやうきん者が答へた「エ、奥様、齒を有つてゐる奴だつてゐますぜ」(“Yes, Ma'am. An' some of us even got teeth.”)

ワデン・トーマスや、チャブレン・リードは我々の誰れでもを改善せしむるわけにはいかない。それは我々

で「刑務所の悪魔」(“Prison Demon”) といふ綽號を得たに止まらず、刑期の三分の二は「穴」(“Hole”) で服したのである。所が、或る日スパイクはチャブレンの事務室へ入つて行つて、馬鹿に柔順なく學課に出られるだらうかと尋ねたのである。

「固より可しい」チャブレンの答へであつた。「然しお前が終りまでやり通すといふことを私に誓はなければ學課に出てもらひたくなす」。

スパイクは堅く約束した。で、チャブレンに何を勉強したいのかと訊かれた時に、彼は養鶏の講義が聞きたいと願つたのである。「お前にそれができるか」彼は其講義を受けることができたのである。その時から彼は全く別人のようになつて了つたのである。鶏の話より外には何も話さないのである。スパイクは一年以上も刑務所を出てゐるが、以前は三四ヶ月も外にゐれば精々であつた。最近彼からもらつた手紙は非常に元氣の好いもので、今は養鶏所で働いてゐること、大群のフライマス・ロック種の女中さんをやつてゐると書いてあつた。

スパイクの改心は無益の努力で、直ぐ又歸つて来るに違ひないといふ者もあるが、私は大丈夫歸つては來

ないと堅く信じてゐる。何故といつて第七(七)「誠」(基
 督教十誡の内「汝盜むこと勿れ」)を破りたくて仕
 方がない時は、路傍の青物店の手戸を開けるだけだと
 笑談に手紙に書いてゐる。それは立法者が全く看逃が
 してゐる路上強奪の一つなのである。尙ほスパイ
 クは釋放されてから直ぐ労働しなければならぬので
 もなかつたから、以前のモツブ仲間に戻つて行くこと
 も政治運動に入ることもできたのである。であるから
 若し彼が改心してゐなかつたとしても少くとも良心の
 とがめを受けてゐると認めてやつていゝのである。そ
 れはたしかに正路に向つての第一歩なのだ。
 チャブレン・リードと、その學校に帽を脱すべき
 だ。今やこの學校は數多くの男女を社會に復歸せしめ
 て、我等の最大の失敗たる行刑組織をして立派に
 配當を爲さしめつゝあるのである。

(Outlook, October 28, 1925)

生水を飲むべし

石鳥 興

私は獨り刑務所收容者のみと言はず、一般の人々に
 向て生水の飲用を御勧めしたいのである(但し當支所
 に於ては遠慮して未だ收容者には生水を飲用せしめて
 は居らぬ)勿論其生水は清淨のものでなければならぬ。
 私は生水飲用に關しては僅に二週間の経験を有する
 のみである。僅に二週間の経験で諸君に對して勸誘を
 試むるといふことは、如何にも輕卒の様に思はるゝか
 も知れぬが、然し又其反對に、效能非常に著しくして
 欣喜措く能はざりしものありしことを想像して貰はね
 ばならぬ。私は數年一日として消化薬を離すことの出
 來得なかつたものであるが、生水の飲用を始めて同
 時に、試に消化薬の服用を止めてみたのであつた。然
 るに經過甚だ良好にして毫も胃痛を感ぜざることのみなら
 ず、食慾大に増進し体重も亦此短期間に於て五百目を
 増加した。飲用量及回数等は定めて居らぬが、起床直
 後食事中食前他菓子等を食したる時、茶を飲む代
 りに生水を飲むので、一日約一升二三合位は飲むこと
 と思ふ。私が生水飲用を始めたる動機は、知人某より
 生水の效能を聞きたと、同人より大阪毎日新聞社の
 發行に係る『水を飲むべし』と題する冊子を借覽した
 るに原因するのである。生水の效能に關する學理及多
 數の實驗談は同冊子に詳なれば同冊子を一覽せられた
 いものである。

受刑者をして自然に親しましめよ

一度アメリカの模範刑務所 Sing Sing の庭園に立
 つたものは駭きの眼を見張るに違ひない。「かんとく」
 といふ語と結びついて離れない陰鬱なものは何處に
 も見出すことは出來ないのである。明るい廣場、蔭を
 ひろげる樹林、青き芝生につづく花床——外の世界か
 ら閉ちこめられた人々は其處此處に疲れた眼を休ませ
 る。ベンチは人待ち顔である。何人もかんとくの庭に
 ゐるといふよりも、むしろ美しい花園の中に立つてゐ
 ると感ずるに違ひない。

入所といふ急激の變化に遭遇した人々はまじめな作
 業の後、自然の美に親しみ、草木禽獸への愛を解する
 の機會を與へられた時、其處に更に再び眞實の自己を
 見出すのである。裁判官によつて刑の宣告を受けた人
 々は、悉く犯罪人であらうか? しかも人間の作つた法
 律は犯罪に對するつぐないを要求して已まないのた
 る。然しながら、このつぐないは贖いた人々に從順の
 美德を訓しゆると共に、不撓の精神を養ひ、由て以て
 再び其人を人らしい社會に導いてやるべきで、決して



菩提樹下の吹奏

獨乙自由市ハムブルグのフルスブユツテル刑務所 (Hamburgs Straf
 ansalt in Fuhlshagen) の土曜日の夕——吹き送る感謝の合奏曲の
 響きは所屬寺院の鐘の音と共に、靜かに勞働の週間を閉ぢ、楽しい日
 曜日の來れるを告げるのである。

るかな。先づ第一に君は主任の前へ出ると、ベコ／＼頭を下げて要らぬ報告までやる。第二は靴を磨いたり、服のごみをとつたりおしやれた。第三には判りもせんに本を讀んだり、研究会へ出たり、作業の督勵とか獎勵とか云つては作業主任の席へ行つたり、いやはおぬかりがないからね。此頃剣道や柔道が流行すると、馬鹿に馬力をかけて稽古をしたり。全く賣り込みが上手だよ。

甲 如何にもよく判つた。左様に見えるかね。僕が年末の賞與が尠なかつたと云ふのは僕一個人ではない。一般についての談しで、お互ひ様のことだよ。サア時間が来た次の休憩にまた君の意見を聞くことにしよう。

△ △
次にはいつて来た工場擔當

甲 今日空模様が変わるので馬鹿につめたい。受刑者も寒さにちびこまつて、作業の熱も出なければ能率もあがらない。お正月気分もつたつてゐるかな。

乙 おい／＼大分學者になつたぢやないか。

甲 何だい。

乙 風をひいたときは熱も出るが、作業の熱とは一休何かい。

甲 作業の調子づくことよ。個人から云ふと作業線の昇ることだ。も一つ云へば作業能力の最大なる時期。つまり機械にすればドン／＼と調子づいて、熱が出る程の活動状態に入ることだよ。

丙 フウンなか／＼君は説明がうまい。練習所へ入つた效は正にかくの如しだ。

甲 ひやかすな。殊に年末年始の休日があつたら。あまり休がづよく

と筋肉運動の習慣が一寸よりのとれた様になり、それに寒さがきつていから筋肉の運動が活潑に動けないよ。僕の工場にもある程度までの煖房装置が必要だ。戒護主任までは上申してあるが、費用の點もあるんで、今に實現しないよ。こんな時は午前の休憩時はあまり意味をなさないと僕は思つてゐる。

丙 全く君の意見には感心した。かの件の戒護専門……いや吾々が最も敬意を拂ふ部長さんに滔々と説明して呉れんかね。さうすると、煖爐も早くつくかも知れんよハハ……。

丁 部長さん、今年のような籤引はいやですよ。元日が日勤で、二日

が宿直、三日が宿明五日が日勤、まるで休みつこはない。ハハ……それはお氣の毒だ。しかし抽籤だから不公平はないよ。今日は日勤だし、さつさと歸つて、若い妻君のお酌でやるさ。一月中はお正月だからね。

△ △

各自の交代時間が来たものか休憩所はひつそりとして聲がない。やがて又三四名の擔當がはいつて来る。甲 局長さんが歸へられたことを君聞いたかへ。

乙 僕も聞いてゐる。確に先月八日神戸に御上陸、九日御歸京と聞いた。

丙 一休監獄會議とはどんな評議をするものか。君知つてゐるかへ。乙 さ、問題が六ヶ敷なつたな。お

い甲君、君でないと答案が出来ないよ。

甲 何んだい。

乙 監獄會議の大問題だ。

甲 困るね……局長さんが行かれたのは第九回國際刑務會議と云ふのだ。代表を出した國が、五十五箇國。言葉が二十四通もあつたと云い話だ。すばらしいではないか。

乙 僕の問ふのは何を評議するかといふのだ。

甲 それはブリズン・ワークに就て相談するのだ。即ち刑務事業の改良につき相談するのだよ。

乙 フ……ンなる程、

甲 君等は『刑政』の雑誌を見ないから困る。更に詳しく云ふと、かうだ。第一は立法といつて刑罰に關する法制を研究する。第二は豫防拘禁の問題。第三は釋放の問題

等で、まあ雑誌の海外資料を讀んで見給へ、よく判るよ。

乙 君の博學には正に恐れ入つた。どうだい諸君、甲君の研究心のあるのには驚くではないか。

丙 僕等は研究の時間がないのに困るよ。

丁 如何にも……。

乙 甲君來年の練習所試験にはきつと及第だ。前祝ひをした給へ。

甲 ハ……
部長 交替の時間が来たよ。

笑
話
サンデー

- (A)「泉孫殿下のお生れになつたのは日曜日だつたな」
(B)「ウームさうだ」
(A)「あの日に産時だけでも五六人の赤ん坊が生れたそうだ。全国に見たら大した数になるだらうよ」
(B)「ウームそんなに生れたのかい、サンデーとはよく云つたものだね」

先づ大阪支部長の開會の辭ありて教士志賀短、原田賢藏氏の審判下に劍道の仕合を開始し神戸刑務所遂に優勝を占む次で選手來賓に表裏を襲し午後一時より更に教士天野品市、濱野平平兩氏審判下に柔道の仕合を開始し岡山刑務所優勝の光榮を負ふ此れを以て仕合を終了坪井大阪支部長の挨拶ありて刑務協會總裁代理松井理事より優勝刑務所へ表彰狀、優勝旗、賞品として銀盃を第二、第三位の刑務所には賞品として木盃を授與せられ續て松井司法書記官より刑務協會に於て演武大會を助成し本省亦之を奨励する所以を説明し刑務職員一般の武道精神の發達を激勵せらる次で選手來賓審判員應援者等一同に夕餐を兼ね酒肴を喫し大會を閉ず

從來少くも年一回は隣接刑務所間選手を交換し武道奨励に力めつゝあるも今回の如く對所仕合は始めての試練にして此れが影響は極めて大なるを認む例へは今回の應戰に對しても各所共に猛練習を行ひたる如く奈良の如きは此れが爲優良選手の卒倒其の他に因り選手を變更すること開會前數回數人に及ひたる事實も有之所内催ふしの武道振作の方法の成功困難なるに比し對所仕合の意氣込は目覺しく一所の面目を重んじ愛所の心を熾烈ならしむる氣運の萌しあり。

尙今回の大會に於ける選手の態度姿勢は威儀整然勝負に拘泥せず充實せる緊張味と人格表現の態度と精練せられたる技倆とに依り愈々たる對戰を爲し場内嚴肅聲なく森然として仕合を終了せり。

劍道之部(組合は抽籤に依る)

神戸	一	田代 信正	松江	一	○	布施 寛三
二	田中 岩藏	二	○	藤井龜太郎		
三	石村信太郎	三	○	鮫島千代松		
奈良	一	中村 正治	姫路	一	○	橋本 義二
二	○	下垣内直一	二	○	伊勢田清次	
三	○	望月彌生雄	三	○	橋本 篤三	
高松	一	三好清太郎	廣島	一	○	日山 環
二	○	大塚 平太	二	○	桑原 爲吉	
三	○	大塚 榮	三	○	桑原 爲吉	
岡山	一	長崎 末松	松山	一	○	今井 茂吉
二	○	三毛 熊藏	二	○	○	松本辰次郎
三	○	立岡 品一	三	○	○	金子 典
京都	一	小池福次郎	高知	一	○	田岡 傳
二	○	武衛 岩雄	二	○	○	上村 敦行
三	○	高野 勳	三	○	○	林 達 枝
徳島	一	山本卯三郎	大阪	一	○	橋口 義高
二	○	大森幾三郎	二	○	○	柳瀬 正巳
三	○	高橋 龜貴	三	○	○	柴田 雄治
大阪	一	橋口 義高	高松	一	○	三好清太郎
二	○	柳瀬 正巳	二	○	○	大塚 榮

奈良	三	○	柴田 雄治	三	○	大塚 平太	
一	○	仲村 正治	姫路	一	○	橋本 篤二	
二	○	下垣内直一	二	○	伊勢田清次		
三	○	望月彌生雄	三	○	橋本 義二		
高知	一	○	上村 敦行	一	○	三毛 武吉	
二	○	林 達 枝	岡山	二	○	三毛 熊藏	
三	○	田岡 傳	三	○	立岡 品一		
神戸	不戰勝						
第三回戰							
大阪	一	○	橋口 義高	高知	一	○	上村 敦行
二	○	柳瀬 正巳	二	○	○	林 達 枝	
三	○	柴田 雄治	三	○	○	田岡 傳	
姫路	一	○	伊勢田清次	神戸	一	○	田代 信正
二	○	橋本 義二	二	○	○	田中 岩藏	
三	○	橋本 篤三	三	○	○	石村信次郎	
奈良	不戰勝						
第四回戰							
奈良	一	○	仲村 正治	神戸	一	○	田代 信正
二	○	下垣内直一	二	○	○	田中 岩藏	
三	○	望月彌生雄	三	○	○	石村信次郎	
大阪	不戰勝						
優勝戰							
大阪	一	○	柴田 雄治	神戸	一	○	田代 信正

柔道之部(組合は抽籤に依る)

奈良	二	○	柳瀬 正巳	二	○	田中 岩藏	
一	○	橋口 義高	三	○	○	石村信次郎	
姫路	一	○	今中 定嘉	岡山	一	○	井上八十雄
二	○	朝見清一郎	二	○	○	小松原光男	
三	○	森本 庄治	高知	一	○	溝 潤 精	
奈良	一	○	龍井字之松	二	○	○	福島 三治
二	○	松本 正一	京都	一	○	○	北村 三郎
三	○	新藤 正登	大阪	二	○	○	岩崎市之助
廣島	一	○	橋田 正知	大阪	一	○	森宗 暉弟
二	○	佐伯 兼市	神戸	二	○	○	川畑 島治
三	○	不戰勝					
神戸	不戰勝						
第二回戰							
京都	一	○	北村 三郎	岡山	一	○	井上八十雄
二	○	岩崎市之助	二	○	○	小松原光男	
三	○	溝 潤 精	廣島	一	○	○	松本 正一
高知	一	○	福島 三治	二	○	○	新藤 正登
二	○	森宗 暉弟	神戸	一	○	○	渡邊 亦郎
三	○	川畑 島治	二	○	○	○	森原 廣吉
大阪	一	○	渡邊 亦郎	岡山	一	○	井上八十雄
二	○	森原 廣吉	二	○	○	小松原光男	
神戸	一	○	渡邊 亦郎	三	○	○	森原 廣吉
二	○	森原 廣吉					
第三回戰							

第五區(九州)聯合演武大會狀況

長崎市武徳殿に於て
柔道部優勝は三池刑務所
柔道部優勝は福岡刑務所

去十一月二十八日午前九時より長崎市武徳殿に於て第五區聯合刑務所第一回演武大会を開催した。會より山下技師刑務協會より島田主事特に臨席せられ尚ほ聯合各刑務所長、看守長、長崎刑務所職員列席、來賓としては控訴院、地方區各裁判所判檢事、監督書記、其他各官衙長、各學校長、地方有志、及辯護士等百數十名の参列者あり先づ根本長崎支部長開會の辭を述べ終りて精練編波一章、全松岡貢の帝國劍道の型ありて精練才津勝一、今田川市次郎全松岡貢の審判の下に、劍道の試合を開始したり、正午劍士博士來賓に晝餐の饗應ありて午後一時更に試合を開始し各劍士よく奮闘せしが優賞第一等賞は遂に三池支部の得る所となつた試合終りて精練安庭熊太郎三段只熊善五郎劍道模範試合ありて劍道部は終了した。

取組及勝負の結果は左の通りである。
劍道之部(組合は抽籤による)
第一回戦
長崎 初段 植田 善海 久留米〇〇一級 岡 榮次郎
〇〇一級 中西 勘三 〇三級 手島 新吾
一級 早田 常人 〇〇三級 江上 貞治
大分 〇三段 佐藤 満 三池 〇〇二段 甘田 末吉
〇二段 安達 景見 〇〇初段 中島 一義
〇〇一級 工藤 喜久 〇一級 渡部 綱雄
神龍 三級 城間 榮信 熊本 〇〇二級 眞子奎五郎
三級 阿波連本清 〇〇二級 松永 勝喜
〇四級 山城 正敏 〇〇二級 大島 辰次
鹿兒島 〇〇二級 鶴 九榮藏 岩國 〇一級 小松八十一

高知 不戦勝 優勝戦
一 〇 溝淵 精 岡山 一 井上八十雄
二 福岡 三治 二〇〇 小松原光男

〇〇二級 岡本仙次郎 二級 國志辨太郎
〇〇三級 笠九市之丞 〇二級 田口 勇
山口 〇〇二段 原谷 藏 宮崎 〇一級 味坂 重雄
初段 石崎 榮作 〇〇一級 黒木 徳治
〇〇二級 桑原 富人 二級 本部 正夫
福岡 不戦勝

〇初段 西村兵四郎 〇〇初段 中島 一義
初段 久保 溜 〇〇一級 渡部 綱雄
優 勝 三池 刑務所
二 等 福岡 刑務所
三 等 熊本 刑務所
柔道之部(組合は抽籤による)
第一回戦
山口 一級 岡田 和登 三池 〇〇初段河野仁三太郎
二級 社河内忠治 〇〇初段相富 古賀 信雄
熊本 〇〇初段 吉永 佐平 宮崎 一級 肥後 盛尚
〇〇初段 村川利三 四級 東休 市
長崎 初段 山崎 猪十 福岡 〇〇初段 西田 金藏
二級 坂口 仁八 〇一級 長沼 勇見
三池 〇〇初段河野仁三太郎 熊本 初段 吉永 佐平
〇〇初段相富 古賀 信雄 初段 村川利三 次
福岡 不戦勝

三池 〇二段 甘田 末吉 山口 〇〇二段 原谷 藏
〇〇初段 中島 一義 初段 石崎 榮作
〇〇一級 渡部 綱雄 二級 桑原 富人
鹿兒島 二級 鶴丸 榮藏 福岡 〇〇二段 横尾次郎一
二級 岡本仙次郎 〇〇初段 西村兵四郎
〇〇三級 金丸市之丞 〇〇初段 久保 溜
熊本 二級 眞子奎五郎 久留米 〇〇一級 岡 榮次郎
〇〇二級 松永 勝喜 三級 手島 新吾
〇〇二級 大島 辰次 三級 江上 貞次

三池 〇〇初段河野仁三太郎 熊本 初段 吉永 佐平
〇〇初段相富 古賀 信雄 初段 村川利三 次
福岡 不戦勝

福岡 〇〇二段 横尾次郎一 熊本 二級 眞子奎五郎
初段 西村兵四郎 〇〇二級 松永 勝喜
〇〇初段 久保 溜 〇二級 大島 辰次
三池 不戦勝 優勝戦
福岡 〇二段 横尾次郎一 三池 〇〇二段 甘田 末吉

三池 初段 河野仁三太郎 福岡 〇初段 西田 金藏
初段相富 古賀 信雄 〇〇一級 長沼 勇見
優 勝 福岡 刑務所
二 等 三池 刑務所
三 等 熊本 刑務所

患者治療日數經過報告改正ノ件依命添覽
 標記ノ件ニ付大正十二年十月二十六日行單等一、六〇二號ヲ以
 テ添覽致シ置キ候處自今左ノ様式ニ依リ御報告相成度候
 様式(用紙半張半載)

大正 年 月 日 作成 担任醫師 刑務所

患者治療日數經過報告書	身分關係		姓名	氏名	年齢	經過日數	病名	症狀	診察學 的檢索	治療 處及 置	保護者 の有無	備考
	罪名	刑罰										
既往症 主訴 他症 細血 理學 清學 內用藥 外科的 處置 監養刑 食等 豫後												

追テ報告書作成ニ就テハ左記事項御注意相成度候
 一、報告書ハ本支所ノ區分ヲ明瞭ニスルコト
 二、報告書ノ開頭ニ休養非休養ト明記スルコト

一、豫後ノ判斷ヲ得タル場合ハ其ノ意見ヲ付スルコト例ヘハ
 「殘刑期間治癒ノ見込ナシ」又ハ向後何ト若クハ何箇月間治療
 ヲ加フル時ハ漸次輕快ニ趣クモノト認ム等ト記載スルコト
 司法省行刑局長通牒 大正十四年十二月九日
 刑務所長
 少年刑務所長 宛

監 告

三、報告書ノ記載方ハ總テ簡單ニシテ要領ヲ得ル様ニ努力スルコト
 四、第一回報書ハ休養患者一箇月、非休養患者貳拾五日間引續キ
 治療ヲ加ヘタル者ニ付報告スルコト
 但結核、癩、精神病、梅毒、淋疾、傷寒實斯ニ就テハ休養二箇
 月、非休養三十五日經過後報告スルコト
 五、同一患者ノ第二回報書ハ前後通算シテ休養參箇月非休養貳箇
 月目ニ又第三回以後ハ休養參箇月間非休養貳箇月間經過毎ニ報
 告スルコト
 但結核、癩、精神病、梅毒、淋疾、傷寒實斯ニ就テハ第二回報
 書ハ前後通算シテ休養五箇月非休養四箇月目ニ又第三回以後ハ
 休養五箇月間非休養四箇月間經過毎ニ報告スルコト
 六、前回報書ノ病名ト異リタル併發症ニ基因スル場合ト雖前項日
 數ニ該當スル時ハ報告スルコト
 七、殘刑期間ハ報告時ヲ起算點トシ年齡ハ滿何年ト記載スルコト
 八、病名欄ニハ具體的病名殊ニ外科的疾患ニアリテハ病名ノ下ニ
 (括弧)ヲ用キ罹患部位ノ大体ヲ表スルコト
 九、經過日數ハ收容後休養患者又ハ非休養患者トシテ處遇シタル
 時ヨリ起算スルモノニシテ收容前ノ罹病日數ハ之ヲ算入セス。
 又非休養患者ニシテ休養患者トナリ、休養患者ニシテ非休養患
 者トナリタル場合資格移動前ノ日數亦同シ
 一〇、保護者ハ本人用所後確實ニ保護能力アリヤ否ヲ精査シ單ニ
 其ノ有無ヲ記載スルコト

收容者返數埋非ニ關スル件通牒
 拘禁中不幸ニシテ死亡シタル收容者ヲ埋葬スルニ際シ其着衣ニ
 就テハ從坐各所其取扱ヲ異ニシ居ル様被認候間將來新ル場合ハ
 自衣ノ有無ニ拘ラス特別ノ事情アル場合ノ外必ス白衣ヲ着用セ
 シムル様御留意相成度候

